

第百十三回国会 院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第八号

昭和六十三年十月十四日(金曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君
理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君
理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君
理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君
理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君
理事 米沢 隆君
理事 甘利 明君 池田 行彦君
理事 石井 一君 片岡 清一君
理事 岸田 文武君 北村 直人君
理事 志賀 節君 鈴木 宗男君
理事 田原 隆君 谷 洋一君
理事 谷垣 禎一君 玉沢徳一郎君
理事 中村昭一君 中川 秀直君
理事 中村正三郎君 西田 司君
理事 野田 毅君 葉梨 信行君
理事 浜田 幸一君 原田 憲君
理事 堀内 光雄君 宮下 創平君
理事 村山 達雄君 山口 敏夫君
理事 山下 元利君 伊藤 茂君
理事 川崎 寛治君 小林 恒人君
理事 佐藤 敬治君 坂上 富男君
理事 中村 正男君 野口 幸一君
理事 草野 威君 坂井 弘一君
理事 坂口 力君 橋本 文彦君
理事 水谷 弘君 宮地 正介君
理事 河村 勝君 玉置 一弥君
理事 檜崎弥之助君 和田 一仁君
理事 工藤 晃君 正森 成二君
理事 矢島 恒夫君

出席政府委員

郵政大臣 中山 正暉君
労働大臣 中村 太郎君
国務大臣 (国家公安委員) 堀山 静六君
内閣官房副長官 石原 信雄君
内閣法制局長官 味村 治君
内閣法制局第一部長 大出 峻郎君
警察庁長官官房 森田 雄二君
警察庁刑事局長 中門 弘君
防衛庁装備局長 山本 雅司君
法務省刑事局長 根本 泰周君
大蔵省主税局長 水野 勝君
大蔵省証券局長 角谷 正彦君
国税庁次長 伊藤 博行君
文部大臣官房長 加戸 守行君
文部省学術国際局長 川村 恒明君
林野庁長官 松田 堯君
郵政大臣官房長 松野 春樹君
郵政省電気通信局長 塩谷 稔君
労働大臣官房長 清水 傳雄君
労働省職業安定局長 岡部 晃三君
建設大臣官房長 牧野 徹君
建設省住宅局長 伊藤 茂史君
自治大臣官房審議官 前川 尚美君
自治省行政局選挙部長 浅野大三郎君

委員外の出席者

地方行政委員会調査室長 大嶋 孝君
大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

十月十四日
小沢 辰男君 補欠選任
熊谷 弘君 北村 直人君
堀内 光雄君 石井 一君
中村 正男君 谷垣 禎一君
山下八洲夫君 小林 恒人君
橋本 文彦君 佐藤 敬治君
水谷 弘君 小谷 輝二君
玉置 一弥君 草野 威君
和田 一仁君 檜崎弥之助君
河村 勝君

同日

石井 一君 補欠選任
北村 直人君 熊谷 弘君
谷垣 禎一君 小沢 辰男君
小林 恒人君 堀内 光雄君
中村 正男君 中村 正男君
佐藤 敬治君 山下八洲夫君
河村 勝君 和田 一仁君
檜崎弥之助君 玉置 一弥君

本日の会議に付した案件

税制改革法案(内閣提出第一号)
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法案(内閣提出第三号)
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費税法案(内閣提出第五号)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長

これより会議を開きます。
内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を

改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。

○坂上委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。本委員会におきましてリクルート疑惑について集中的に御質問を申し上げさせていただきます。ただきたいと思っております。

まず、竹下総理にお伺いをさせていただきますが、憲法四十一條にありますが国会は国権の最高機関であるという規定、大臣としてのどのような御理解をしておられるでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 これは読んで字のごとく、そのとおりだと思っております。

○坂上委員 そうだと思いたしますならば、国政調査権の規定があるわけですが、これについてはどのような御理解を持っておられるでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 国政調査権に、私は行政府側からの立場で申し上げますならば、最大限の協力をするべきものである、このように常日ごろ思っております。

○坂上委員 国会が国権の最高機関であるという憲法の規定でございますが、これはそもそも、国会というのは選挙を通じて直接に主権者である国民に連絡をしておる、こういうところから、多くの国家機関のうち最も大きな重要性があるものだ、こう言われておるわけですが、いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 これはいつも申し上げますように、例えば行政府の長たる私にいたしましても、国会で指名を受けるわけでございますから、やはり御主人は国会であつて、あくまでも私は、主権者たる国民の代表で構成されたのが国会であり、

したがって国権の最高機関であるというふうに考
えております。

○坂上委員 国政調査権についてでございますが、
国政調査権の有効適切な遂行に必要な手段とし
て、証人出頭、証言、記録の提出があると言わ
れておるわけですが、これはいかがですか。

○竹下内閣総理大臣 そのとおりでありまして、
行政府の立場からいえば最大限の協力をしなければ
ならぬ。そのほか守秘義務でございますとか、
いろんな問題はございますが、それが、最大限の
協力をしなければならぬというのは当然の
ことであると思っております。

○坂上委員 まず、このような憲法上の重要な任
務を持ってあります国会でございます。殊に、今
回の税制調査特別委員会というのは特にその感を
深うするものでございますが、先般、リクルートの
中心的人物と言われます江副氏の臨床質問が行
われました。臨床、そういうのが専門用語なんで
す。これを聞きますと、竹下総理は江副さんの陳
述に対し、譲渡先のリスト公表を経済人の信義を
守りたいとの理由で拒否したことについては理解
ができる、こうお述べになっておるわけござい
ます。これはきのうの夕刊に出ておることござ
いまして、記者諸君から総理に質問があつてお答
えになったのだらうと思つたのであります。これ
は、いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 私どもが知り得ることは、
理事会等で整理され、そして記者会見で金丸委員
長から発表になったということを下敷きにして物
を知つておるわけでございますが、それを正確に
私が全部読んでおつたという状態ではなかつた
と思ひますが、かねてから人間同士の信頼関係を大
事にするという心情は私はいつも理解をしておる
という意味で申し上げたわけでございます。

○坂上委員 ちょっと御答弁をお聞きをいたしま
すと余り意味がわからないのでございますが、今
御答弁がありましたように、また、私たちが国会
議員としての任務を自覚しておるとおり、国権の

最高機関でありますところのこの国会におきまし
て、いわゆる国政調査権の発動をいたしまして、
どうしても病気のためにこの場所に出てこれな
いというそういう診断に基づきまして、委員長以
下が臨床に臨まれまして参考人としてお聞きにな
つたわけでございます。できるだけ真相をお話を
いただきたい、こういうことでございまして。それ
が真相を言えないということは理解できるといふ
のは、どうしても私は理解できないわけござい
ます。もう一度ひとつ御答弁いただきたいと思ひ
ます。

○竹下内閣総理大臣 経済人の信義として名前を
言えないのは理解できるといふような表現で報道
されておつたと思つております。人間だれしも個
人的信頼関係は大切にしたいという心情は理解で
きるといふ意味で私は申ししたわけでございます。

○坂上委員 そうだといひますと、総理といひ
ましてはあれですか、いわばこの七十六人あるい
はまた第三者割当てを受けたいわゆる株の譲渡の
ことについて、もちろんリクルートコスモスで
ございまして、そのことについて話されたいとし
たことについてはどのように御理解しているの
ですか。

○竹下内閣総理大臣 これは、私自身が江副さん
本人ではございませんので、そのことについて立
ち至つたお答えをする立場にはないというふうに
思ひます。私自身が再三申し上げましたのは、信
頼関係は大事にすべきものであつて、大体すべて社
会の批判を受けるときには自分自身が受けるべき
であつて、他人様に迷惑かけるものじゃないとい
うことを、常日ごろ私がいつも思つておることを
ただ素直に言つただけの話でございます。

○坂上委員 行政府の長とされまして、また、そ
の基本になつております国会議員の立場におい
て、しかも、国会議員はいわゆる国民の信託を受
けてこのような任務についておるわけございま
す。でありますから、私たち、特に委員会に
は、そしてまた国民注視のもとでいわゆる七十六
名のリストあるいはこの譲渡先について明確に

してくれということを望んでおるわけございま
す。首相としてはどういふお考えなんでしょう。

○竹下内閣総理大臣 これは、坂上さんも私も国
民の信託を受けておるわけでございます。皆さん
がそうでございます。そのことを明確にしてほし
いと言われることを、行政府として最大限の協力
をするのは当然のことであるといふふうに思ひま
す。しかし、最大限の協力とは、そこにいろいろ
な法的な問題でございまして、あるいは国会で
また御相談なさる全体の理事会の意向でござい
ますとか、いろいろなものをしんじやくするのま
た当然のことではないかといふふうに思つてお
ります。

○坂上委員 では、今度は少し話を交えて、
江副氏のお話の中に、リクルートコスモス社の非
公開株の売却先について話をするとやめる人、ば
つつの悪い人が出る、こう言つておるわけござ
います。これはひとつ法務大臣、やめる人が出て
くる、ばつつの悪い人が出てくる、こうおっしゃ
つたわけでございますが、法務の立場から見まして、
やめる人というのは一体どういふような立場から
やめなければならないのか、ばつつの悪い人とい
うのは一体どういふような立場の人が出てくるの
か。そしてまた、刑罰を受けても申し上げるわけ
にはいきません、こうおっしゃつておるわけであ
りますが、この刑罰を受けてもというところは、ど
うも私のやつたことが刑罰にかかわるというふう
に感じておられるのだらうと思つておるわけ
でございます。この三点について、法務大臣として
はどのようにお考えになつておるのか。

それから、刑事局長おられますか。刑事局長
は、構成要件的にこのことをどのようにお考えに
なつておるのか。これが一つの大きな捜査の端緒
になるんじゃないか、こんなふうにも思つて
おるわけでございますが、刑事局長としてはどの
ようなお考えでございますか。

それから、総理でございます。総理にも今言つ
た点をお聞きをしたいと思います。一体総理と
しては、やめる人が出てくる、こう言つておるわ

けです、どういふような立場のことを言つてお
るのだらうか。ばつつの悪い人が出てくる、こう言
つておるわけでありまして。どういふようなことを言
つておられるのだらうか。刑罰を受けてもしやべるわ
けにはいきません、こうおっしゃつたわけござ
います。これはどうも、自分が刑罰を受けるとい
うことをもう覚悟なさつたのじゃないか、こ
う思つておるわけでございますが、いかがござ
いますか。

○根来政府委員 江副氏のお話につき
ましては、私どももテレビで間接的に承つただけ
でございますし、その要旨を承つたという状況で
ございまして、私どもからいいますと、どうい
うお気持ちでお話になつたかということがよく
わからないわけでございます。したがつて、それ
に対していろいろ申し上げることは差し控えさせ
ていただきたいと思いますけれども、犯罪の端緒
ということになりますと、これは検察が判断する
ことでございます。検察がどう思ふかということ
については、まださういふ点についてよく聞いて
おりませんので、今何とも申し上げかねるところ
でございます。

○竹下内閣総理大臣 私、本人でございませ
んので、それを私なりにそしやくして申し上げるの
は控えるべきじゃないかと思ひます。

○林田国務大臣 江副氏の発言につきましては、
ただいま刑事局長からお答え申し上げましたよう
に、テレビや新聞で見ているだけでございま
して、これから、今ちょうど検察当局において取り
調べておるところでございますので、犯罪の事
実がありましたならば厳正に対処する、かように
確信をしております。

○坂上委員 まず、私はこれについて、大変重大
な発言があつたと見ているわけでございます。
やめる人が出てくるというわけです。やめる人
といふのはどういふ人かといひますと、私は、政
治家、それから準公務員、国家公務員、地方公務
員、それから準公務員と言われる人、どうもこ
ういふ人たちが職務上やめざるを得ない立場に立つ

んじやなからうか、こう実は思うわけでござい

す。

今度はこのばつの悪い人、これはどういふふう

に解釈したらいいのかわかりませんけれども、ど

うも株式の譲渡を受けることによつて卑しいこ

をした、本来こういうような人たちはこんな卑し

いことをすべき人でないのに卑しいことをしたと

いうのを、多分私は、ばつの悪い人が出てくるの

だらう、こう実は思つておるわけでござい

ます。これは、法律の根拠に基づいてその地位のない

経済人を指すのだらうとは思つておるわけでござい

ます。しかしながら、やはりばつの悪い思いをい

たしました、例えば新聞社の社長さんが早速辞任

をなさつたというふうな事態も起きてゐるわけで

ございまして、まあこれは良心の問題でもあるわ

けでござい

そんなようなことを考えますと、どうも自分

がしやべると、確かにこういうふうな職務につ

いていられない状態でやめなければならぬ、どう

もばつが悪くて格好が悪くて、世間の前には社長

であるとか何だとか言えない、こういうような

ことなんじやなからうか、こう実は思うわけで

ござい

また一方、刑事罰を受ける、これはもう明らか

に、横領したとか背任したというよりも、やはり

贈収賄の当事者であるというふうなことをみずか

ら自白したもののじやないか、こう実は思つてお

るわけでござい

ます。しかもこの用紙は「株式会社ドウ・ベ

ス」こう書いてあり、上の方にも多分これ英語で

ドウ・ベス株式会社とある便せんでございます

す。そこに譲渡先、株数、金額、譲渡先住所が書

いてあるわけでござい

さてそこで、私たちは、この投書をいただいて

から、このリストが真実であるかどうかというこ

とをできるだけ極秘のうちに調査を続けてまいり

ました。そして調査の途中でありましたが、例え

ば加藤孝さんあるいは式場、これは何と読むので

しょうか式場さん、それから多賀谷恒八さん、こ

ういうような人たちはこの記載のとおりであると

いう事実を認めたわけですから、さういふ調査

を進めようとしておつたやさきに共産党さんの方

からもこの発表をなされました。我が方もこの文

書を手に入れていることを発表したのでございま

すが、そんなようなところから見ても、この

点についてひとつ御質問を申し上げなければな

らないと思つておるわけでござい

ます。私は、大

体この問題を中心にしたしまして、以下御質問を

申し上げます

まず、大蔵省証券局の方にお聞きをいたしたい

と思ふのでありますが、リクルートコスモスの昭

和六十年二月と四月に第三者割当てがなされた

わけでございますが、その割当て先について

は、きのうひとつ御調査をお願いしたいと言つて

二枚のリストを渡してあるわけでござい

ます。

これはいかがでございますか。

○角谷政府委員 リクルートコスモス社が六十年

二月及び四月に行いました第三者割当てにつき

ましては、この割当ての内容等を記載いたしま

した有価証券通知書が提出されておりますので、

その内容は行政的には確認いたしております。

ただ、この通知書といふものは、これは前に

もお答え申し上げたわけですが、いわゆる募集類

似行為、つまり不特定多数に対する売り出した

は勧誘の場合には、これは有価証券届出書という

ものを提出しなければいけません。その届出書に該当し

ない五十名未満、不特定多数でない五十名程度未

満の売り出しの場合には提出しなくていい。その

五十名未満であるというこ

とを行政的に確認する

ための補助手段として、い

わば非公表を前提とし

てとつてゐるものでござ

います。さういふ意味

で、これを公表するという

ことは今後の有価証券

開示制度の適正な運用に

支障を来すおそれござ

いますので、今御指摘の

点、確かに私も事実

は確認しておりますけれ

ども、その具体的な内容

についてコメントするこ

とは差し控えてござい

ます。

○坂上委員 局長、よく

私の質問の意味を理解

してお答えをいたした

のであります。

私が二枚渡した第三者

割当て一覧表というの

は、法務局から私の方

で調査をいたしまして、

議事録の中に記載のある

ものを抽出をいたした

ものでござい

ます。でありますから、

この文書が、大

蔵省が把握しておられ

る第三者割当ての内容と

一致しているかどうか

というのを確認をして

いるのです。それだけ

でございますから、ど

うぞ。

○角谷政府委員 確

かにそういう文書は

いたしておりますが、

矢田部委員も、八月

の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい

ます。矢田部委員も、

八月の国会でござい</

○角谷政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、企業内容等の開示に関する省令、いわゆる開示省令と申しておりますが、その第六条によりまして有価証券報告書の提出義務を負わない会社でございまして、それが募集によらないで発行価額の総額が一億円以上、これは最近の改正で五億円以上になっておりますけれども、その当時は一億円でございましたが、その一億円以上の株式を発行する場合に発行会社に対して有価証券通知書の届け出をいざ義務づけているわけでございます。省令でございまして、義務づけているわけでございます。そういう意味で、先ほど申しましたように、私もとしましては六十二年二月及び六十年四月の第三者割当ての内容は提出を受け、それについては知っている、それは事実でございます。

○坂上委員 私たちが法務局から写してきたものが大蔵省の証券局の手元にある文書と譲渡先が一致するかどうかという点についてはお答えができません、こういうことでございまして、職務上の秘密があつて答えられません。どうぞ。

○角谷政府委員 この有価証券通知書の提出というものは、これは法律に基づくものではなくて、省令によりましていわば行政資料として発行会社の方に提出を要請しているというものでございまして、したがって、罰則の規定もございせんし、仮にそれに虚偽記載があつたとしても、それに対する対応というのはいささか、そういういわば行政上の任意の補助手段によって徴求しているわけでございます。しかも、それが非公表を前提として私ども提出を受けているわけでございます。で、仮にこれが公表されるということになりますと、今後の問題でございまして、有価証券通知書を提出しない、あるいは提出しなくてもその内容に虚偽のことを書いてきたといったふうなことになればならぬ。そういった面から申しますと、やはり私どもは、非公表を前提として提出をしていただいているこの有価証券通知書については、証券行政の立場からは、これは守秘義務と

いいますか、そういったことで公表することは差し控えるべきものだと考えているわけでございます。○坂上委員 私の聞いているのは、局長、あなたはここで答弁を拒否すべき権利という義務というのか、どこにありますか、こう聞いているのです。簡単にいいです。○角谷政府委員 証券行政といいますが、有価証券発行開示制度、こういう制度の適切な運用を図っていくためには、やはり私どもはこういうことについて、公表しない前提で受け取っている書類については公表すべきではない、こういうことを申し上げているわけでございます。○坂上委員 これ以上しても時間のやりとりで本論に入れませんので、また別の機会にこれをひとつとらえていただきます。まず、ドゥ・ペストが株の割り当てを受けましたのは、昭和六十年四月五日の取締役会のようにございまして、しかも割り当ての日はいわゆる割り当て日と言われるのが六十年の四月でございまして、そのときにドゥ・ペストが八万株の割り当てを受けているわけでございます。これはいかがですか。

○角谷政府委員 まさにそれは有価証券通知書において提出を受けた個別の内容に係ることでございまして、この点についても先ほど申しましたように答弁を差し控えていただきたいと思います。○坂上委員 これは私たちがきちっと写してきて間違いないものでありますが、さてそこで、この譲渡先のリストによりまして、ちょうど八万株でございまして、そして、このうち多賀谷氏と式場氏と加藤氏、加藤氏は千株、式場氏は五千株、それから多賀谷氏は三万株の譲渡を大体六十年九月三十日に受けた、こう言っておられるわけでありまして、ただし、その譲渡人がまさかドゥ・ペストの株式会社であるとか、この社長であるところの方から受けたなどということは全く知らなかったようでございます。しかしながら、少なくともこ

の株数の譲渡を受けたということは、新聞社その他の調査によって認めたとらえてございまして、そこで、私たちはさらにこれらに関連をいたしましていろいろと調査をいたしました。そして、特に大きな問題が宮澤大蔵大臣にかかわる問題なのでございまして、今までの国会の答弁を聞いておりますと、宮澤大臣は私名義に譲渡がなされてい

ないような御答弁をなさっているようでございますが、まず率直にお聞きをいたします。このリクルートコスモスの株は果たして服部さんの名義なのか、あなた御自身の名義なのか、関与したかどうかはまた別に聞きますから、名義だけまずお聞きをしたいと思いますが、いかがですか。○宮澤国務大臣 まず、ただいま御引用になりました文書の内容につきましては、私その文書の性格を存じませんので、それに即しましてお答えを申し上げることはできないということを最初に申し上げさせていただきます。次に、この問題につきましては私が今まで自分に関連ありと考へまして国会に御報告をしております点は、以下の点でございまして、私の秘書服部恒雄からの報告は……

○坂上委員 ちょっと、大変失礼でございますが、名義は服部さんか宮澤さんか、ずばりそれだけお答えいただきたい。これだけです。○宮澤国務大臣 それを御説明申し上げますので……(坂上委員「説明は後で聞きます」と呼ぶ)ちよつとお待ちになつてくださいます。服部恒雄の報告は次のとおりでございまして。すなわち、昭和六十一年九月ごろ、S E総合設計の河合康文氏から、リクルートコスモスの株式を私の方の名前を借りて取引したいとの依頼を受け、深く考えずに承諾をいたしました。河合氏は六十一年九月に株式一万株を購入し、同年十月末五千万円余りで売却、二千万円余りの差益を得たということである、以上が服部秘書から私への報告でござい

ます。そこで、ただいまの点でございまして、最近になりましていろいろな報道がなされましたので、私も今お話しのような疑問を持つに至りまして、服部秘書を通じて河合氏から事情を聞きまし

た。それによりまして、河合氏は、取引、名前を借りる承諾を得たと考へて、株の取得が容易になるためには、私、宮澤でございまして、名前の方が取得が容易になると考へて私の名義にしたというところでございまして、ただ、取引の通知等は服部あてに行われるようにしておる、こういうこと

でございまして。○坂上委員 大変重要な御答弁のようでございまして、宮澤さんの名前になっている、こういう御答弁でいいですね。○宮澤国務大臣 このたび秘書服部を通じて河合氏に確かめましたところ、そういうことを河合氏が申しております。○坂上委員 このことは、今までの国会の中で御答弁になりましたか。○宮澤国務大臣 全く申し上げておりません。今まで国会で申したところは、先ほど冒頭に読み上げましたようなことで申し上げております。それは、そのような報告を受けておりましたからでございます。

○坂上委員 さて大臣、いかがでございます。この国会で予算委員会、本会議、さらにまたこの税制特別委員会、今回の税制改革の責任大臣であるあなたにリクルートというふうな疑念がかかっているという点について、入れかわり立ちかわり各党の先生方がお聞きをしたわけでございます。しかるに、大臣は、私も一つ一つ議事録を読ませていただきましたが、まことに巧妙な御答弁であります。宮澤の名前になつてい

るということは一度もお話しになりませんでした。しかし、私は、宮澤大臣がこの答弁の端々の言葉の裏の中に宮澤なんだということをわかつておられて、場合によってはそちらにも切りかえてもこの答弁は間違いない、こう聞き直られるような御答弁をなされておられるのかな、こう実は読みながら感じていたところでございます。しかも、な

ぜそれを言うかといふと、きょうまでの各報道機関によりますと、何ら間違つた答弁をしていない、こういうようなことが自民党の先生方の言葉の中から出てくる、こういうふうな各新聞記事に書かれてゐるわけでありませう。でありますから、私といたしまして、いろいろ調査をいたしてみれば間違ひなく宮澤先生の名前になつてゐるということはほぼはっきりしているにかかわらず今まで言ひなかつたのだらうか、わかつておられたのじゃなからうか、こんなことを私は準備しながら実は考へていたわけでございます。

そこで、大臣のお話によりますと、服部さんの報告からいふとそうであつたのだ、しかしまた、このことが出回つてからさらに調べてみたら、河合氏が言うには宮澤さん本人の名前であつたといふことがわかりました、こういう答弁でございます。一体大臣、服部さんと何回このことに関して調査をし、お話しになつたのですか。少なくとも国会の答弁でございます。今日までも相当の回数がかかつてゐるわけでございますが、今までそういうような重大な、私は重大だと思つてゐるのですが、重大な事実が隠されてゐますともしこのリストが出てこなければ、あるいはそのまゝわからないで終わつたかも知れません。あなたも、服部君がやつたんだ、監督不行き届きで申しわけないであるいは済んだかも知れません。このリストが配られたおかげで、どうも突き詰めていくと、やはり私たちが考へてゐる方が正しいじゃないか、宮澤さんのおっしゃつてゐる国会答弁は間違ひじゃないか、こういうふうには思ふのは当たり前でございます。

まず具体的な事実から聞きますが、大臣は服部さんといふ、何回、何時間、このことについてお話を聞きになつたのですか。それから、ほかにも調査をしたのですか。いかがですか。

○宮澤國務大臣 ます、私が国会に虚偽のことを御報告申し上げたというふうなことはないつもりでございます。ただいま御指摘のようなことでこれはよくわからない分野もございましたもので

から、いやしくも間違つた答弁を申し上げてはいかないといふことは常に考へてまいりました。

そこで、事実関係は、これは前にも申し上げておりますが、河合という人が私の方の名義でやらせてくれと申しましたときに、私の秘書の服部は、こんな世の中をお騒がせするよう出来事になることは考へておりませんでしたし、それ自身が違法なことではないという気持ちもあつたと思ひますが、軽い気持ちでどうぞということをお願いした、その間にだれの名前というふうなことがはっきりお互ひに実は確認されていなかったといふのがどうも事実のようでございます。したがうして、私はこの件につきましては服部とは何度も話をいたしてあります。服部は河合氏に確かめて私に報告をしてゐるわけでございますが、河合氏が自分の責任で動き始めてからは私は私どものところから手が切れておりますものでございませうから、そのところの事実私ども知り得ない状況でございます。私自身、河合氏が取引をしたといふことはわかつておりましたけれども、報道によつて、服部でなく自分の名前が出たといふことがございしましたもので、それから最近になりましてその事情を服部を通じて河合氏に確かめた、こういうことでございませう。

○坂上委員 大臣、あれですか、大臣個人の事前であつたといふことをいつ確認になりましたか。いつの何時ごろ、どの場所で、それだけでいいです。

○宮澤國務大臣 それは、今度そういう報道がございしましたものから、それに従ひまして河合氏と服部に連絡をさせまして、昨日そういうことを服部から報告を受けました。あるいは、おとといであつたかも知れません。

○坂上委員 きのかとおととい私の名前であつたといふことをわかりましたという答弁でございます。これは率直でよろしうございませう。しかしながら、ここに至るまで大変な手数と国民の疑惑を満ちさせるように起こされたことは間違ひないの

です、うちの矢田部君の質問についてこういう巧妙な御答弁をなさつてゐます。参議院です。「秘書」といふ言葉も、やはり秘書の本体にだけがあるか、秘書といつてもその本尊はだれか、宮澤先生だと思ふのです。「秘書の本体にだけあるか」といふことは世の中当然知つておられることと考へるべきものでございませう、そういう意味で名前を貸したといふことはまことに輕はずみなこと」でございませう、こういうことで、この秘書は秘書の名前を貸した、しかし、この秘書は宮澤の秘書であるといふことを世間は知つておるものだから貸したのでしょう、だものでございませうから、このことはまことに輕はずみでございます。これは、はつきり服部であります、うおっしゃつておるわけでございます。しかし、私の秘書であることもわかつてゐる、こう御答弁になつておるわけなんです。どこから見ても、今さらにもつて宮澤本人でございしましたなどというふうなことは言えるような状況の答弁ではないの

でございます。ちよつと注意をして調べてみれば、宮澤さん個人であるといふことはすぐわかつたわけでございます。国会はこれだけの英知を集めて、いまだもつてそれすらわからない、こうやつて質問しなければならぬという情勢であります。だから、私たちは証人の喚問の要求をしております。だから、株主名簿の提出を要求しております。

さつき申しましたとおり、国会は國權の最高機關、そしてその機能の遂行のために國政調査權が与えられ、証言、書類の提出要求、こういうようなことが実はできてゐるわけでありませう。そういうようなことを素直にびちつとやらぬものでございませうから、こうやつて何カ月も手数をかけて、国民の皆様方から我が党にこのような御投書をいただくというふうな状況でございます。しかも、この投書がなければまだ私たちは宮澤さんの周辺をうろろろしてゐるというふうな状態であつたろうと思ひつてございませう。いわば竹下総理おし

やいましたとおり、内閣副総理の立場にあり、この税制国会の最高の責任者である宮澤大蔵大臣がこのことのためにこんなに長い時間をおくらし、その真相の究明がまだまだこれは百分の一、千分の一程度だらうと私は思つてゐるのです。やつとどうやら入り口に入りつつあるなという、まだその瞬間でございます。まだとてもじゃないが戸はあかないのであります。窓はあかないのであります。やつとその付近にたどり着いたという状態です、今の答弁は。

どうかひとつ大臣、私は、大臣のここに至るまでの経過について少し申し上げてみたいと思ひつてございませうが、ことしの七月の六日に、いわば宮澤さんあるいは服部さん、このいづれかが株の譲渡を受けたというふうなことが新聞紙上に言われるようになりまして、宮澤大臣は十日間ノーマントを続けました。知りません、存じません、そんなことありません、こうおっしゃいました。そして、今度十日目ぐらいに記者会見をなさいます、六十一年の一月ごろ服部の名前が譲渡を受けたやうだといふことを記者会見で言ひました。これもまた重要な意味なんです。六十一年の一月といふと、あれでしよう、自民党の総務会長でございまして、大蔵大臣の地位についていないわけでありませう。これが六十一年の九月といふやうなことになる、もう大蔵大臣の地位におつきになつておつた、その時代でしよう。そういたしました、竹下総理の秘書の名前は六十一年の九月である、これは口座によつてわかつた、こうおっしゃつた。今度、それに合わせられるように国会で御答弁になつたわけでありませう。しかも、どうも宮澤さん、あなたの個人のものじゃございませうか、こう言つたら、絶対にそういうことでないと言つて必死になつてこゝで御答弁なさつたわけでございます。

しかも、間もなく、今から数日前、服部秘書官が突然秘書官をやめた、解任になつた。新聞ではこう書いてある、なぞを深める突然の辞任、こう書いてあるわけでありませう。これは十月

七日の新聞です。十月七日というのは、今申しましたとおり、私たちがこのリストを入手いたしましたのが先月の末でございます。そして、いろいろこのリストの信頼性を確かめるために調査に入つたわけであります。宮澤さんはこのことを多分感知されたのだらうと思うのです。そこで、秘書官をどうもやめさせざるを得なかった。いわば秘書官と言へば官吏でございます。そこでまた黙っておられたわけでありまして。だから、新聞は何で突然今ごろやめたのだらうと書いて報道なされた。そこで今度はこのリストが出回つた。そして、ようようきょう初めて私の名前でございます。これがございませうか。その場その場のつじつま合わせをずっと今日までやってこられたのじやございませうか。いかがです。

○宮澤國務大臣 まず、私が何かを知つておつて隠しておつたというふうに承れる御質問でございます。従来国会で再々申し上げてまいりましたとおりのことでございます。河合氏が宮澤の名前を使つたということは、したがひまして、私はごく最近、今になりました知つたことでございます。それから、知りましてその段階で御報告をしておるわけでございます。

次に、矢田部議員の御質問にはそういうことはございまして。この御質問の趣旨は、一般論として、おまえたちは秘書秘書と言ふけれども、しかし世間は、秘書とやっているのじやなくてその背後に政治家何々がいる、こういうことは考えないか、こういうお尋ねでございます。私は、率直に、それはそういうことはございませうと思ひます、私どもがその秘書を使ひます、秘書に仕事をしてもいいときに、その背後にだれかがいるというこれは世間はお思ひになるでございませう、矢田部委員のおっしゃることはその限りでは私はそうだと思ひますということを申し上げておりますが、これは先ほどおっしゃいましたような意味合いで申し上げたわけではございませう。

ん。きょうになりましてわかりましたことを率直に御報告をいたしましたわけでございますが、このことは私なり周辺の者が直接にこの取引に關係したということでは全くございませう。そのことは従来から申し上げておるとおりでございます。

○坂上委員 名前だけは違つておりまして、あのことはみな直接關係しておりません、河合氏のために利用されたものでありますという御答弁のようでございます。

大臣、いかがでしょうか。大臣の今の答弁を聞いておりますと、名前違ひというふうなことによつてすべてが霧に包まれた、どうも灰色の御答弁でないかと私は思つておるわけでございます。またいづれ出てきたらまた弁解をされたのでは、これはたまりませんので、いづれまた我が党の議員が質問する機会もあると思ひますので、ひとつ徹底的な御調査をなさなければならぬと私は思つておるわけでございます。単に河合氏から服部氏が聞いてきて、服部氏がきくのかおととじや國政調査権もあつたものじやありません。本當に子供の使ひのようなことでございませう。なるほど新聞を見ますと、子供の使ひかみないなことが、この間の臨床質問の結果、全部新聞にこう書いてあります。とんでもない、大変な大物がみんな行つて調べたわけでございます。決して子供の使ひではないわけでございます。

大臣、今までのことをひとつきちつともう一度調査し直す意思はありませうか。徹底的に、みずからの反省として、どうです。

○宮澤國務大臣 ただいま御報告をいたしましたことは、真実そのまゝを、私は秘書から調査を聞きまして申し上げたのでございまして、これにつけ加へることはございませう。

○坂上委員 じや、また別の角度からお聞きします。

竹下総理にお聞きをいたします。

総理はいかがでございませうか、青木伊平さん、この人がこのリストに二千株載つておるわけ

でございますが、これはまさにこれでございます。んでしたでしょうか、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 青木氏に事実關係をたしましたところ、六十一年九月にリクルート關係者から話があり、ドゥ・ベストという会社の所有する株式を譲り受けたものであるということでございます。それで、この問題は本院においても質問がございまして、私から調査を約束しておりましたので、したがつて、本院の場をかりてその調査の結果として今お答えした、こういうことでございます。

○坂上委員 総理、その答弁、正しゅうございませうか。私は間違つた答弁だと思ひますよ。総理はこうおっしゃつた。譲渡した人は善意の第三者である、第三者の経済人である、こうおっしゃつたわけでございます。ですからその名前は申し上げないと言つておつたのでございませう。決して調査して申し上げるなどとおっしゃつておりません。しかも、このドゥ・ベストの社長菅原氏というのはリクルートコスモスの監査役であつた方です。ファーストファイナンスの取締役であつた人でありまして、決して善意の第三者とか第三者経済人などというふうなことではないのでございませう。まさにこのリクルートと重大な關係のある人なのでございませうが、大臣、どうもちよつと今の答弁私も承服いたしかねますが、これはやはりこのリストが出てきたために大臣お調べになつて、どうもこれは事実のようだという御答弁で、それをちよつとすりかえて、いづれ近く答弁をしたらい、こうおっしゃつておつたことすりかえたのだらう、こう思つておりますが、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 矢田部さんからは参議院、本院におきましては皆さん方から御質問をちょうだいしております。そこで私も反省しておりますのは、人様の名前を出すのは私の生きざまに合いません、こういうお答えをいたしました、あれは言葉としては適當でなかつたなと思つておりました。率直に申し上げます。そうして、しかし私個人の問題は私自身が調査すべきですというお答

えは両院ともでしたつもりでございます。したがつて、調査をしておつたということは事実でございます。

○坂上委員 多分そういう答弁があらうかと思つて、私、全部議事録を持つてまいつております。どこにそういう調査ということが書いてありますか。本當にそれは断言できませうか。私は、全部逐一きょうまで何十回も読んでまいつたわけでございます。大臣の御答弁、違ふんじやございませうか。だから、さつき、江副氏が経済人として言わないことは理解できるという意見になつたのじやございませうか。ああ、大將も言いつらいいだらうな、おれもきょうの国会答弁言いつらいい、こうお思ひになつて来られたのじやないですか、いかがです。

○竹下内閣総理大臣 きょうの答弁言いつらいいだらうなと思つたことはございませう。これは、私の平素の行動でひとつ御理解を賜りたいと思つております。

もう一つの問題。調査という言葉をおまえ使つたことないじやないかとおっしゃいましたが、それは議事録を精査しておりませんけれども、新聞記者会見と申しまして、私には実は会見がございませう、あの特別の場合を除く。俗称ぶら下がり、こういうのがあつたわけでございます。これは俗称でございますから、失礼な言ひ方でございますけれども、よく使われておるからあえて申し上げましたが、そのときに時たま感想を述べることが事実でございます。しかしその感想は、私事にわたるものは別といたしまして、国会に対する感想を行政府が述べちゃいかぬとかいうような節度はいつも守りながらやっておりますが、あるいはその中に、自分のことは自分で調査するという旨はいつも考えておることでございませうから、私は読んでおられませんけれども、詳しく調べれば、調査は、自分のことは自分で調査するということとは絶えず考へておることですから、言の葉に上つたことはあるんじやないかな、こんな感じがしております。

○坂上委員 これ以上お聞きするのは中止をいたしました。そうするとあれですか、両大臣、青木秘書あるいは服部秘書がいればお買いになった株というのはいずれもドゥ・ペストに割り当てられた株を譲り受けた、こう聞いてよろしゅうございませうか。両大臣に。

○宮澤國務大臣 実はその点も服部秘書を通じて河合氏に確かめたところでございますが、これは河合氏自身が記憶がないということを言っております。何か非常にはつきりした名前でございますが、覚えておったということがあるかもしれないが、どうも記憶がない、わかつていないというところでございます。

○坂上委員 総理、いかがでございますか、青木さんは。

○竹下内閣総理大臣 株式会社ドゥ・ペストでありましたということで、九月までは覚えておりますが、日には覚えておりません。

○坂上委員 結構です。

さて、だれに誘われたのでしょうか、買つてくれないかと。両大臣、大変恐縮です、お答えください。

○宮澤國務大臣 この点は、前から申し上げておることでございますが、河合氏はいわばビジネスマンでございますので、自分の商売の関連のことになるのでその人を申すことはひとつ御容赦を願いたいということを言っております、今日までそのことは申し上げておりません。

○坂上委員 総理はいかがですか。

○竹下内閣総理大臣 そのことを私も確かめておりません。要するに、私が申し上げておりましたのは、長らく一緒に仕事をしておたことは事実でございますから、したがって、某新聞の取材を受けて私はこういう事実を言いました、その取材に当たりまして、善意の第三者というののに対しての名前は申し上げられないと申しましたということでございますから、そのとおりわかりましたと私からも申しまして、あえてそれを聞くというのをいたさないでまいりましたが、本院また

参議院において、本人の許可を得てあるいは言うというふうなこともあるんじゃないかと、いろいろな御質疑等がございましたので、私なりに聞きまして、ドゥ・ペストという会社名義のものを譲り受けた、こういうことを申したから、その点においては事実でございますから、事実としてきよう申し上げたということでございませう。

○坂上委員 これもあるいは失礼な質問になるかもしれませんが、重要なことでございませうから聞かしてください。

多賀谷さんや式場さんは、ドゥ・ペストや菅原さんから勧誘は受けてません、江副氏から買つてくれないかと言われました、こう言っておるわけでございます。どうも、宮澤大臣あるいは竹下総理の關係者が名義ないしは御本人でお買いになったこの株も、やはりリクルートコスモスの株ではあります、そしてその株を譲渡を受けたらしい。いずれも江副氏がこれを勧誘していると思われるのでございませう。竹下総理または青木さんは江副氏から勧誘を受けませんでしたか。宮澤大臣、直接勧誘を受けられませんでしたでしょうか、あるいは服部秘書は受けられなかったのでしょうか、いかがでございますか、これはさちと御容赦いただきたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 私が先に指名になりましたので、私からお答えをいたします。

私もそして青木伊平元秘書も、江副さんから勧誘を受けたという事実はいずれもありません。

○宮澤國務大臣 私自身そういう勧誘を受けたことはございませんし、また、服部秘書からそのような報告を受けておりません。

○坂上委員 別の角度から総理にお聞きします。青木さん名義の株は、とにかく買われたことは間違いないと。そして、これは六十一一年の九月の口座を調べて、金の出費があったからわかった、こういうことです。これはどこの銀行のだれの名義の口座でございませうか。

それから、同じく宮澤大臣、いわゆる宮澤さん

の名義の株の購入代金は通帳の中から出ているのですか。どこの銀行のどこの口座ですか。

それから、今度売却をしているらしいのです、売却代金は一体どこの口座に青木さんの場合は入ったのか、あるいは宮澤さんの場合は入ったのか。これはひとつ、六十一一年の九月であるというのを竹下総理は国会で答弁なさっているわけでございますから、だれの口座であるということはおわかりになってお答えになっているはずでございます。いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 最初、青木元秘書から報告を受けました際に九月ということ、それから入り、出、それぞれ自分の銀行口座であるというところを報告を受けております。これは、私が質問したときのことではございません。そういう報告を受けておりますので、そういうふうには承知しております。ただ、何銀行のどのようなことまで実は聞いておりません。

○宮澤國務大臣 私の場合には、私どもがそういう取引をいたしておりますので、全く今の点はわかっております。

○坂上委員 到底納得がいきません。

少しまた問題点を覚えて、今度労働省にお聞きをいたします。また後から両大臣にお聞きをさせていただきます。

労働省、このリストをごらんになったのだらうと思ひますし、また、私の方からお話をいたしましたからおわかりだと思ひます。加藤前労働事務次官は、株の譲渡を受けたということを新聞に言っておるわけでございます。労働省としては調査されたと思うのでございますが、いかがですか。

○清水(傳)政府委員 本人より事情を聴取いたしております。それによりますと、六十一一年九月ごろ、リクルートの元社員であった知り合いから、各界各層の信用すべき人たちにお願いをしている一環といたしましてリクルートコスモス社の株の購入を引き受けてくれ、こういう話があり、千株を一株当たり三千円で購入をいたしました、個人

的な知己でもあったのでその依頼に応じたということでございます。そして、十一月に一株当たり五千円強で譲渡したということでございます。

以上でございます。

○坂上委員 いかがですか、元社員というのはいく人でした、江副さんじゃないですか。

○清水(傳)政府委員 江副さんではございません。(坂上委員「だれです」と呼ぶ)その氏名につきましては、本人が申ししますには、その人の立場もあり、これを述べるとは差し控えていただきたいと思いますので、私どもとしては承知をいたしております。

○坂上委員 労働省、誘ったからといって何が悪いことがあるのですか。何か犯罪でも犯したのですか。もうちょっとさちと答弁しなさい。そんな調査ありますか。

○清水(傳)政府委員 私どもはそのように本人から話を聞いておまして、それ以上のことは特に問うことも差し控えておたわけでございます。

○坂上委員 これじゃ全く、こんな単純明快なことまでどうやって拒否されたのでは、本当に国政調査権が泣いているわ。

さて、そこで労働省、この譲渡を受けたときはこの加藤さんという人は労働事務次官であった。特にリクルートの關係においては、職業安定局長で、何か売春の広告を出したとか出さぬとかで随分この間国会で問題になったわけでございますが、そんなようなことでリクルートの江副さんと大変親しい關係にも立っておられたようでございます。しかも、労働事務次官とおっしゃればどうもリクルートを監督すべき立場にあったと思われののです、これはいかがですか。

○清水(傳)政府委員 江副氏とは面識があった程度だ、このように本人は申し上げております。

それから、リクルート社はいわゆる求人情報誌を発行しておるわけでございます、そういう關係上、労働省としていわゆる文書募集關係、こういうふうな安定法上との關係において監督すべき立場に立つということでございます。

○坂上委員 そうでしょう。

さて、労働省の最高の責任者おられますか。こういう職務に関連のある立場の人がいざば値上がりする株の譲渡を受けたというふうなことになるますと、汚職になりませんか。新聞からいうと職務権限関係ないというふうなことをおっしゃっているが、どうもちょっと職務に対する誠実性からいって、認識、心構えからいって、労働省はなっていないんじゃないですか。一般的にこれだけの事実があれば、この株のわいる性さえあれば、汚職罪、汚職が、収賄罪が立つと思うのですが、どのようなお考えです。

○清水(傳)政府委員 お答え申し上げます。

確かに職務の範囲という面につきましては、一般的にこれは広く解すべきものだというふうになされておることは承知をいたしておるわけでございます。重要なポイントは、やはりわいる性の認識でございますとかあるいは職務との対価関係とか、そうしたものがあろうかと思うわけでございます。

わいる性の認識というふうな面につきましては、これは本人は明確に否定をいたしておるわけでございます。こうした当事者間の認識という問題をさておきまして、客観的な状況と申しますと、関係いたします職務安定行政とリクルート社とかのかわり合いなりあるいは本人が在職当時の職務の遂行状況を克明に私どもといたしましても精査をいたしたわけでございますが、その結果といたしまして加藤氏によるいわゆる反対給付としての職務行為が生ずる状況にはなかつた、こういうふうな判断をいたしておるわけでございまして、また、そのように事務次官も記者会見の際に申し上げたということでございます。

○坂上委員 労働省、収賄の条件の中に対価の要求、対価の必要性はあるのですか。あなた、今そう答弁なさった。収賄の条件の中に対価の必要性ないというのは判例なんだ。どう思う。刑事局長から聞きますよ。あなた、その答弁正しいか。答弁しなさい。

○清水(傳)政府委員 いわゆる反対給付としての相当する本人の職務行為、そうしたものが生ずる当時として客観的な状況はなかつた、こういうふうな申し上げておるところでございます。

○坂上委員 刑事局長、「便宜の取り扱いをする」と否にかかわらず、職務に関して金員の贈与を受けたとすれば収賄罪が成立する。これはわいるというふうな置きかえてもいいのですが、いわゆるその便宜の取り扱いをするとかしないとかいうことはかわりないことがある、これで収賄罪は成立する、判例はこう言っておる。いかがですか、刑事局長。これは最高裁判例だ。

○根来政府委員 今の具体的な事件を横に置きましての話でございますが、要するに贈収賄罪というのは公務員がその職務に利益を受ける、供与を受けるということが構成要件でございます。そして、それがいろいろ解釈がございまして、仰せのような事案については、最高裁はそういうふうなことを言っております。これはあくまでも今の事案とは別個に、一般抽象的に申し上げたことでございまして。

○坂上委員 ちょっと労働省、お休みになつていいですよ。

○坂上委員 式場さんの職務権限は何でございまして。

それから、もう時間がないから急ぎますが、郵政省、この閣国会でお聞きをしたとき、調査の結果、長谷川さん以外には株の譲渡を受けたとは聞いていない、こう言っている。だけれども、式場さんは郵政省の役員で譲渡を受けておられるというこれは新聞紙上で認めているのです。これはいかがですか、郵政省。

○塩谷政府委員 式場氏の仕事でございしますが、この方は企業通信システムサービズ本部長、これは電電公社時代そういう職名でございまして、六十年の四月にNTTに変わりました。これは企業通信システム事業部長、同じく六十二年にこの企業通信システム事業本部副事業本部長ということになつております。後、六十三年六月には同じ事業

本部の取締役副事業本部長でございまして。

それから、お尋ねの第二点でございしますが、これは私が答弁しました趣旨でございまして、けれども、長谷川氏についてお尋ねがございまして、私も、長谷川氏から、これはNTTが言っていることですが、長谷川氏が株の譲渡を受けたということがあるかどうかについてはNTTとして把握していないという報告を受けているというものでございまして。あるいは先生、議事録をよくお読みになっておられるので私もそれを読みまして、多少言葉が足りなかつた面はあるかもしれせんけれども、このことはNTTに株の譲渡を受けた者がいないということを申し上げたのではありません、NTTとして辞職してしまつた長谷川氏のことについては把握していない、そういう報告を受けているということを申し上げた次第でございまして。

○坂上委員 郵政省、今言つたところによると、もう二人出てきたわけだ。二人出てきた。前にはもう二人出てきたわけではありませんとおっしゃつた。それはそれでいいですよ。ただ、あなたの方の調査がずさんじゃないか、こう言つていふのです。あなたの方の調査がずさんだから国会で徹底的に調べよう、こう我々は主張しているのだ、これも思うようにいかぬというのが実情なんだ。今言つたように、あなたの方の調査というものはそんな程度の調査で答弁しているのです。全部聞いておつてもそう。第三者から聞いたらこうでございまして、これが正しゅうございまして、きのう聞いたらまた間違つたから訂正いたします、こういう答弁だ。これじゃ国会の答弁と言えるかどうか、本当に疑問なんです。

そこで、今度は郵政大臣にお聞きをしたいのでございまして、どうも長谷川さんやあるいは式場さん、これはもう職務権限もないとかあるいは収賄の対象にならぬとか、そんなようなことを山口社長が答弁というか、記者会見で答へになつていふようでございしますが、大臣としては、今言つたような問題を踏まえてどのようにお考えになつて

ておりますか。

○中山國務大臣 お答えを申し上げますが、長谷川さんに関してはやめていかれた方でございますが、式場さん、現職におられる方で、この場合は自分の金で購入をして、そして安定株主としての要望にこたえてそれをまだ売つていらつしやらない、いわゆる差額を稼いだという形ではないというふうな考えておられて、特に今からこの時点で振り返つて考えてみますと、李下に冠を正さずと申しますか、企業としての関連をする業界から株の譲渡を受けるべきではないという感じでございますが、私は想像して考えますのに、その時点では民営化されたことでもあるし、これからのいろいろ関連の企業との関係を円満に保つていきたい、そういう意味で好意的に、長く縁を結ぶために、この株の長期保有者になろうという感覚で式場さんは対応されたのではないかと、そんなふうな考えております。聞いておりますところでは、いろいろなもの購入その他には常務会その他で多数の人間で決定をすることになつておりますので、個人的な判断が及ぶという形ではない、ゆるやかなるようなものにはならないのではないかと、私自身は今のところそう思つております。

○坂上委員 職務権限があるのですからいいのですか、リクルートの関係で。どうですか、大臣。

○中山國務大臣 先ほども申しましたように、職務権限としての個人の力が及ぶというように、職ではない、多数の合議によつて決定をされるということになつておりますので、はっきりした形で職務と私は言えないのではないかと思つております。

○坂上委員 合議でやっているのだから職務権限がないんだという御答弁のようでございしますが、ちょっと納得できないのでございまして。刑事局長、いかがですか。合議でやつていようと、その職務に關係があれば収賄罪の要件としては成立するのじゃないですか。いかがです。

○根来政府委員 ただいまの非常に具体的なお話に関連してお尋ねになりますと、私も非常に答弁

に困るわけでございますけれども、場合によって合議であつても職務権限になることもございますし、問題は、職務権限があつても、その職務に關し、問題を収受したという要件があることは十分御承知だと思ひますけれども、そういうときも具體的事案によつていろいろ問題もあると思ひますので、一概に申し上げることは差し控へたいと思ひますが、こういう具體的なことについて言われましても、私どもは犯罪の捜査を所管しておる檢察庁を所管しております、要するに、そういう手続を経ないと、それが犯罪とかどうか言えない立場でございます。その辺御了解いただきたいと存じます。

○坂上委員 さて、法務省にお聞きをします。

ドウ・ベストのこの譲渡のリストは檢察庁に提出になつてゐるのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

それから、この間、江副氏から診斷書が二つ当委員会に提出されたそうです。これも檢察庁が入手されてゐるのじゃないでしょうか。いかがですか。

○根柢政府委員 具體的事件に關連しまして、檢察庁がどういふ書類を受け取つておるか、あるいはどういふ人を調べたかということについては、答弁を差し控へたいと思ひますけれども、問題のドウ・ベストの問題につきましては、提出された橋崎さんが記者会見で檢察庁へ提出されてゐるというふうに発言されたというふうに承つておりますので、そういうことならばそういうことであらうというふうに思ひます。

それから、診斷書でございますけれども、これは一つの情報ということでございますけれども、これは私どもの方に何ら提出を受けておりません。

○坂上委員 このリストはやはり捜査対象になつておりますか、刑事局長。

○根柢政府委員 これも何回もお答えいたしておりますけれども、国会でいろいろリクルート問題について疑問点が投げかけられておることは十分

承知しております。檢察庁も十分承知しております。そういう観点で、要するに、そういう問題をひつくるめて、檢察庁としてはその視野に入れて検討してゐるということでございます。捜査をしてゐるという表現が正しいかどうかは別として、検討してゐることは事実だと思ひます。

○坂上委員 法務省、お聞きをいたしますが、橋崎さんの告訴がありました。コスモスの池田社長が告訴されれば逆告訴する、こうおっしゃつてゐたわけですか。それから江副さん、逆告訴があつたのですか。このお二人の逆告訴について。

○根柢政府委員 ございません。

○坂上委員 さてそこで、刑事局長は答弁の中で、橋崎代議士の告訴については早急に結論が得られると思ひ、こういう御答弁でございます。東京新聞でございまして、「近く強制捜査か」というような一面記事が出ておるわけでございます。捜査の進展状況はどうでございますか。この国会は十一月二十四日まで、こうなつてゐます。このころまでに結論を得られますか。それとも、もっとひとつ国会においてびしびしと証人喚問でもしなければ捜査が進まないのではありませんか。

いかがでございますか。

○根柢政府委員 この間、橋崎議員が檢察庁に告訴をされました。その事件について現在捜査中でございます。その關連でいろいろの關係人を取り調べるというふうに取り組んでおります。いつまでにその捜査が終わるかと言われましても、非常に難しい問題でございます。これも御承知のようになり、告発があれば檢察庁としては早急に結論を出すという建前でございます。その建前にのつて捜査を行つてゐるものと考へております。

また、国会で御議論のあつた問題につきまして、その捜査という点ではなくて、その檢察庁の捜査の視野の中に入れて検討するということ、今まで御答弁申し上げておるもので、そういうスタンスで檢察庁は取り組んでおると思ひます。

○坂上委員 時間がありませんので、急ぎます。文部省、昭和六十二年六月に全国高等学校長協

会小田島哲哉氏の名義で、「昭和六十二年三月卒業生の専修・各種学校入学状況調査」ご協力をお願い」なる文書が發送されております。リクルートに対して協力したい、こういう文書でございますが、一体こんな民間会社について学校長協会がこんなふうな協力をやつてゐるのですか。文部省、どういふ監督をなされてゐるのですか。

それから、私はこれは雑誌で見たのでありますが、朝日ジャーナルかアエラの中で書いてあるのですが、全国高等学校進路指導協議会が毎年リクルート本社で進路担当の高校の先生を呼ばつてそこで開かれてゐる、こう聞いているのですが、これはホールを借りてゐるなんというものでなく、いわばリクルートとタイアップしてやつてゐるようなことなんではないかと、一体こういうような私的なリクルートと文部省は、大変学校の先生方がリクルートに取り込まれてゐるような感じがしますが、これは文部省、調査いたしましたかどうか。

それから今度は、スーパーコンピュータ研究所のことでございます。これの共同利用研究機關構想について、文部省はどのようなかかわりをしておるのでございませうか。これも一緒に御答弁いただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 高等学校長協会がリクルートの行います調査への協力要請を通知文で流した事実、私も承知いたしております。ただ、一体どのような内容の調査であつたかということは承知いたしておりませんが、一般論として、民間企業等がいろいろ調査を行つてゐる場合に、校長会等の団体を通じて行つてゐるケースがよくございます。それはどのような調査であるか、あるいはその内容、意義等を検討いたしました上で、實際上の協力要請が各種の形で行われておるわけでございます。そのこと自体が直ちに否定すべきものであるかどうかというところは私も考へていないわけでございます。

それから、今申されました雑誌に出ておりました関東地区の高等学校進路指導協議会がリクルー

トの会議室を使用した件でございます。これも、高等学校進路指導協議会からの報告により、理事会の開催というのが急遽決まる場合が多く、一般的に学校行事によりまして学校内の会議室が使用できない状態が多いわけでございます。また交通の便がよい、そういった理由等によりまして、年に数回理事会をリクルートの会議室を使用させていただいたということに報告を受けております。文部省といたしまして、こういった誤解を招くような形のものというのには差し控へるよう指導してまいりたいと思つております。

それから、スーパーコンピュータにつきましては担当局長の方から説明させていただきます。

○川村政府委員 お尋ねのございましたリクルートのスーパーコンピュータの件でございますけれども、リクルートが会社の内部組織として昨年の四月にスーパーコンピュータ研究所という組織をつくられたということを知つております。そこで、私どもこの研究所と特段の關係はないわけでございますけれども、この研究所が昨年発足以来スーパーコンピュータを三台ほどお持ちになつておつて、その空き時間を利用して全国の国公私立の大学の研究者でありますとか大学院生等にそのあいてゐる時間の使用を認めるというふうなことで、例えば日本物理学会誌というふうな学会誌を通じて公募をしておられた。その結果、その公募に応じて研究者が何人かあるいは大学院生が何人かがそのコンピュータを使つておられるという状況でございます。

そういうことで、その利用状況は空き時間の利用ということもあつて、リクルート側では、これは企業のPR、それから研究助成という観点でございます。ですので、研究者から特段の対価を得ていないという状況だといふふうに承知をしております。

○坂上委員 対価を得ていないからいいとか何とかという問題じゃなくて、職務の清廉性というのはそういうところじゃないだらうと思ふのです。金をもらわなければいいじゃないですかとい

うわけにはいかぬと思うのです。いわば私企業と
いうのは、それ一社じゃないのでございますか
ら、十分な監督を要望しなければならぬ、こう思
つておるわけですか。

さて、最後でございますが、労働省の事務次
官、いわば高級官僚がリクルートの株の譲渡を受
けた。今まで政治家が多かったのでございます
が、高級官僚も出てこられたわけでございます。
そこでのいろいろ調べてみますと、リクルートあ
るところ必ず汚染あり、リクルートの動くところ
必ず汚染があるというふうな感じがならないわけ
でございます。

そこで、まず文部省、それから官房、それから
建設省、それから大蔵省、そういうところが来て
いただいておりますが、これはリク
ルト汚染があるかどうか御調査なされたござい
まいしょうか。そういうことは絶対ないでし
ようか、断言できましようか。いかがござい
ます。

清水(傳)政府委員 お答え申し上げます。
歴代の事務次官なりあるいは職業安定局長なり
あるいは関係行政を担当いたしました課長十数名
全員を私も調査をいたしました、そのような
事実はないと思つております。

〇加戸政府委員 文部省につきましては、現職文
部省の高級幹部につきましては調査をさせていた
だきました、そのような事実は一切ございませ
ん。ただ、退職された過去の方々につきましては、
これは、これから御協力を要請し、協力いただき
すれば、その範囲内でのお願いをしたいと思つて
おります。

〇伊藤(茂)政府委員 去る八月の参議院の予算委
員会で、公団の上層幹部に対する株の譲渡の事実
の御質問がございまして、その後、公団では当時
の関係職員、部局の職員につきまして聞き取りを
行いました。そのような事実はないということ
を確認したということで報告を受けております。

〇石原政府委員 内閣官房の幹部職員につきまし
て、リクルートコスモスの関係の株式の譲渡を受

けたというふうな報告は受けておりません。
〇坂上委員 あと、おられますか。大蔵省おられ
ますか。

〇水野(勝)政府委員 私どもの所管につきまして
のお呼び出し、直接この御質問書にもございま
せんで、本日担当の部局の者は参つておりませ
んで、失礼させていただきます。

〇坂上委員 もう時間が来ましたからやめます
が、私たちの方でいたしましたのは、理事を通じ
まして証人申請書を提出をしておるわけござい
ます。江副氏以下どうしてもこれは調べなけれ
ば、とてもじゃないが真相が究明できません。

特に私は委員長にお願いしたいのでございま
す、リクルートコスモスの株主名簿を提出させ
れば、これは別に時間がかかるわけありません。
安倍幹事長が言うように人権侵害になるような問
題でありませぬ。これは証言法によつて書いてあ
るわけでございます。株主名簿だけは早急にひと
つきの理の理事会で諮つて、取り寄せ決定をして
いただきたい。そして、社会党が申請しており
ますところの証人申請、全部ひとつ御採用の上で、
国民の要求しておりますリクルートの解明を、本
当に早急に徹底的に究明するために明白にして
いただきたいと思います。

〇金丸委員 坂上君のただいまの希望につきま
して、理事会で十分諮つて進めたいと思つて
います。この際、関連質疑の申し出がありますので、こ
れを許します。村山喜一君。

〇村山(喜一)委員 今日世上の関心というのは、リ
クルート問題というのは大変な関心の持ちよう
でございます、我々が委員長を先頭にいたしまし
て、江副さんに病床質問に参りましたときの模様
は、我々は本当にこれは深刻に考えなければなら
ないなと思つてございまして、その結果、ど
れだけの解明をされたであらうか。また、国政に携
わる我々が、特に税制問題と非常に深い関係のあ
りますこのリクルートの問題について、真相の解
明がなければ本当に困る、税制の本格的な審議に

入るわけにはいかぬという気持ちがあるわけござ
いまして、まさに世間の人々もそういう感じを
持つて持っているようにございまして。

私たちがたまに帰りますと、かねては税金の問
題等については余り関心のない人々たちまで、ゲ
ートボールをやっている年寄りまでリクルートの問
題は解決してくださいという言葉を言われると
ころを見ると、今最大の国民の関心事は、このこと
にあるんじゃないか。そして、政治の衝に当たる
竹下総理大臣や宮澤大蔵大臣を初め、また国会議
員の我々が襟を正していかなければ、一番今信用
がおけないのは政治家だ、こういう形になつてし
まったものでは、政治の信を失っている姿が国民か
らその信頼を取り戻すことができないという意味
において、私はやはりこの際、この問題について
の真相の解明は全力を挙げてやるという決意でな
ければならぬのだと思つてございまして。そう
いうような意味において、先般理事会として江副
氏の病床質問の中で得られました内容について、
若干私もこの点についてはきちつとしておかな
ければならぬなと思つてございまして、これ
を申し上げておきたいと思つております。

それは、多賀谷さんと式場さんが江副さんの指
示によつてコスモス株を譲り受けたというふう
に発言をされていることについては、「私の立場から
は何も申し上げられないが、御本人達がそう発言
している」とすればその通りと言ふしかない。こ
ういう返事を江副さんがされました。私は、こ
うことは非常に重要なことだと思つてございま
して、今も同僚の坂上代議士の方からいろいろと
この点についての質問が行われたわけございま
す。

したがいまして、ドゥ・ペストの関係の八万株
に対する九人の譲渡については、もうこれだけ明
確になつてきた。しかも、話を聞いております
と、宮澤大蔵大臣の場合も名義人としてはそう
だといふことが今明らかになつておるところござ
います。そういうようなことを考えてまいります
と、事実関係を明らかにする意味において、私

は、やはりこれを証拠として、審査の資料として
用いることは極めて重要ではないだろうか、こう
考えるわけでございます。

同時に、七十六名の、千二百円で株の譲渡を受
けた人たちの名簿も、これは安定株主を目指して
措置をしたということが言われているわけござ
いますから、当時売り逃げをされた人も含めて、
当時の株主名簿というものが存在をすることは間
違いないでありましようから、この名簿も提出を
願いたい。

そして、二千五百円の第三者割当て増資をい
たしましたところのドゥ・ペストの問題が今一部
明らかになりつつあります。そのほか、ビッグウ
エイであるとか、あるいは第三のトンネル会社と
言われるエターナルフォーチュンや、リクルート
関連企業の三社などが浮かび上がつてきていて
いうことが報道されているわけでございます。
そうなるにつれてまいりますと、これらの資料を提
供を願ひまして、そしてこれに基づいて国会が審
議をするというのが本当に間違いない結論を国
民の前に出すことになるという意味において、私
たちの方ではかねがね理事会を通じてこの委
員会に証人を、前回は七名、先日七名、合計十四
名の証人喚問を要求いたしていただいております
が、本日の質疑を聞きまして、また江副さん
の病床質問を通じて、私たちは国政の審査の
責任の上において次の者を要求をいたしたいと思
いますので、この点については議事録に明確に残
して、後の取り扱いは理事会においてお願いをい
たしたいと思つております。

まず第一に、前リクルートの会長であります江
副浩正氏、それからリクルートコスモス社長の池
田友之氏、フーストファイナンス前社長の小林
宏氏、株式会社ドゥ・ペスト代表取締役の菅原茂
世氏、ビッグウエイの代表であります細江伊佐男
氏、それにリクルート国際、パンの株式会社代表取
締役であります長谷川寿彦氏、それに株式会社S
E総合設計代表取締役の河合康文氏、七名を証人
として呼ぶようにいたしたいと考えるのでござい

税制問題等に関する調査特別委員会議録第八号 昭和六十三年十月十四日

ルート社によりますところのリクルートコスモス

なお、ちなみに、これは先ほど申し上げました
予想面各でござい、ますけれども、有面証券報告書

は、マンション業界では大変有名な会社でございます。

の物すごい買いあさりをやつてきた。我々の調査によりまして、ここに出してあります融資額を調べてまいりますと、一兆五千億ぐらいの、リクルートコスモス社並びにリクルート本社、それにファイナンスの方を入れますと一兆五千億近くの融資が行われている。売上高は四千二百億円ぐらいで、その過剰な融資が金融機関を通じて行われる中でそういうような値づけをしながら、今度は一般の事業会社と個人にそれを割り当てていった、そういうふうな思われるのでございます。

したがって、私たちはこのリクルート社と屋の総本山みたいな感じがいつぱいしているのをごさいます。その意味において、やはり江副氏が社会的な責任というものを感ずるのであるならば、私は、この国会に出てきて自分のとった行為についてのざんげをしてもらわなければ、国民は納得ができません。また、国政の要に携わっております、国政審議に当たります我々の期待にこたえることができないということを一言申し上げまして、答弁は、宮澤大蔵大臣、もし御説明をいただけるのであれば一言説明をいただいて、終わりたいと思いますが、いかがでございますか。

○宮澤大蔵大臣 私自身のことにつきまして、そのような不行き届きから御心配をかけていることを大変に申しわけなく思っております。

また、行政の面といたしましては、私も大蔵省としては、本件につきまして、法に許される限りの調査をいたし、御報告を申し上げておるつもりでございます。

○金丸委員長 これにて坂上富男君、村山喜一君の質疑は終了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時二分開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂井委員 今国民が一番知りたいこと、そして国会が解明しなければならぬことは、これはもう言うまでもなく、あの江副さんが一体何の目的で、そしてだれに、いかほどの利得といひますか、あるいは恩恵といひますか、を与えたのであろうか、こういうテーマであらうと思ひます。そこで、一昨日金丸委員長、各党理事の皆さん方、わざわざ江副さんの病床を訪ねられまして、臨床質問といひました。ただ、そこで出た答えといひるのは、今申しましたテーマに対しては全く明かされなかったと言つていい、残念ながらそういう状況であつたのだらうと思ひます。

そこで、その際江副さんが、株の譲渡先まで明かしてと言われるのならば、それはもう私は自滅して死んだ方がましだ、こう言われたというもののようでございますが、総理にひとつ御感想として最初に承りたいと思ひますが、一方で安定株主づくりである、あるいは決算対策であるといふことが理由でもって非公開株をあなたの方々に持っていたら、これは江副さんが一貫しておっしゃっているようでございます。ということでありますれば、何も隠し立てをする必要は私にはさらさらない。ただ、経済人として相手様の名前を言うといふことは、これは信義にもとるんだ、こんなこともおっしゃっているようでありますけれど、事は通常の株の取引という状況ではない。これだけ世間を騒がし、非公開株の譲渡をめぐって道義上の問題あるいは政治倫理あるいは法律違反、あるいはまた刑法にも触れるかな、これほどの、言うなれば大事件になつてゐる事柄であります。

恐らくは、死んでも、死んだ方がましだ、言えないと江副さんが言つてゐる真意は、この株をめぐるましてリクルートコスモス社とは直接の関係のない政治家あるいは公務員、そういう方々に譲渡した株といふもの、これはかなりやはり後ろめたい気持ちがある、このところが明らかに成るというところは、政治家の先生方あるいはお役人に対しては、これはまことに相済みぬ、こう言ひましても、自滅して死んだ方がましだ、こういう心境に至つておるのではない。値上がり確実に見越されるという株を、しかもその取得の資金まで調達をして、そして政治家に譲る、これはもう見返りを求めない方が実はおかしいと見るのが常識だらうと思ひます。そんなことがありまして、恐らくは、これを言えと言われて、私は死んでも言えませんが、自滅した方がましだ、こう言つたのだらうと私は想像するわけでありますれば、総理はどういう御認識をお持ちになつたのでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 私も、今おっしゃつております、いわゆる私もがきょうの議論のベースに置いております海部理事記者発表文といふものを讀ましていただきました、いろいろな感想が全くないわけじゃないですが、本人自身でございませんで、そのところの表現についてはとやかくコメントすべき問題ではなからう、こういうふうに感ずるわけでございます。

したがって、確かにこの問題から私なりに整理整とんしておりますのは、一つは政治的道義的責任、それから今おっしゃいました、これは既に告発も行われておりますが刑法上の問題、それから本委員会では一番関連性が深いとすれば、やはり税制、なかんずく先般村山委員がお話なさつておつた所得税の十種類のうち、あれは四番目です、譲渡所得といふ問題のかかわり、それから一つは、証券市場の健全なる発達という角度から見ると、証券取法の健全なる発達という角度から見たところ、この取法上からいふと整とんすべきかな、こういう角度から一生懸命で讀ましておつていただきました、あの文言からくる感想といふのはちよつと差し控えるべきではないかな、こんな感じがしております。

○坂井委員 江副さんが政界あるいは官界との間でどういふ関係を御本人が持たたいと考へたかといふようなことについて、幾つかのコメントがありますので、若干御紹介を申し上げます。

これは、去る七月六日、江副さんがこの件で辞任をされた後、その発表後、管理職の方々五百人の皆さんの前で、江副リクルート前会長の釈明の中の一節であります。「申し訳ない。創業以来、許可事業をやらずフリーな立場でビジネスを展開してきたが、会社の成長にともない、隙間を埋める事業だけでなく、事業を拡大せざるをえなくなり、結果的に政治に接点が生じた」と、政治に接点が生じたといふことを大変悔いておる、これは反省の弁。

同じ趣旨で、リクルートの社内報、「かもめ」といふ社内報二月号、「情報誌出版事業は、許可事業ではないから、単に利益をあげるという点では行政当局とよりよい関係を持つ必要がない」という考え方もとれなくはないでしょう。リクルートが世に提供したサービスの影響力が小さいうちはそれでよかったわけですが、しかし、ここまで大きな影響力を持った当社は、少しくおつた方々をすれば、行政当局とともに、よりよい明日の日本を築くためにというスタンスで行動をするステージにきているときだといふことが出来ます。今までは行政当局は余り縁がない、関係がなかった、だけれども、ここまで大きくなりましたと、やはり行政当局とかかわりを持たなければならぬ、こういうことでもあります。

後でも幾つか御披露したいと思ひますけれども、そういうことで冒頭の感想を伺つたわけでありますれば、今度は大蔵大臣、大蔵省は相当な情報を収集されてゐると思ひます。かなりな部分は公表された方がいんじやないでしょうか。大蔵省の今までの御答弁は、これはやはり個人のプライバシー、あるいは守秘義務が我々にはあります、そういう二つの立場を踏まえてやはり申し上げるわけにいかないといふか、ことごとく秘密主義的といひ方はよくないかもしれませぬけれども、この件については従来のプライバシー

シー保護として守秘義務、もうこの壁があるので
すから、いかに当委員会のこの場であれ、内容に
ついては申し上げるわけにはいかないという非常
にかたくな態度を貫き一貫されているようであ
りますけれども、この態度はやはり改められた方
がよろしいのではないか、この件については。大
蔵省が収集された情報等については、もう少し前
向きにこの場で御答弁なさる、公表する、つまり
国民が知りたいということに対して答えましよう
という姿勢が私は大事だろと思う。その点につ
いては、大蔵大臣どうお考えになりますか。

○宮澤国務大臣 この点は証券局長から何度もお
答えを申し上げておりますが、この件に関しまし
ては、証券取引法に基づきまして証券行政の範
内において行政を行い、調査を行ってまいって
おるわけでございます。そういう中で、許されて
いるものはもちろん国会のお求めでございます
すべて資料として申し上げ、また、御報告をいた
しております。

ただ、何度か政府委員が申し上げましたよう
に、会社側の任意提出にかかわる情報等々につ
きましては、これは文字どおり任意でございます
で、その機密が保たれるという保証のもとに自
由な正確な情報の提供を受けておるということ
でございます。この機密が保たれまないと、今後
そのような情報を受ける、あるいは正確に受け
るということが難しくなるというところは御推察
いただけることであらうと存じます。そういう
ようなこと。それから、証券行政の範囲の外に
属することは、これは調査もいたしておりませ
んし、また、したがって御報告をすることもで
きません。行政は与えられました分野を過不足
なく、行き足りないこともいけません、行き過
ぎることもこれは別の意味で批判を受けるわけ
でございますので、きちんとやってまいってお
るつもりでございます。

○坂井委員 逐次お尋ねをしてまいりたいと思
いますが、ドゥ・ペスト社の資料が公表された
いうことで先ほど質問がございました。

宮澤大蔵大臣、あなたの秘書の服部さん、この
方を通じて河合さんの要請がありましてという
ことで、先ほどの御答弁では、宮澤大蔵大臣御本人
の名前になっておりますよという指摘に對しまし
て、それは実は河合氏から云々ということござ
いました。これは、秘書の服部さんの誤りとい
いますか、過ちというのでしょうか、やはり大蔵大
臣の責任であるわけですね。ただ、相手はどなた
からですかという問いに対しては、河合さんは、
記憶にはない、こうおっしゃったらしい。記憶に
ないと言われまして、私はかつてあのロッキード
のときの小佐野さんが記憶にないを連発したこと
を思い出すのですけれども、五万や十万や、ある
いは百万ぐらゐの単位のことであればあるいは記
憶にないのかもしれない。これだけの取引をし
て記憶にないという方が常識的におかしいのであ
りまして、もうちょっとお聞きになったらどうで
すか。総理は先ほどの御答弁では、相手はやはり
このドゥ・ペスト社からであつた、こういうこと
ですね。資料によりますと、やはりこの相手さん
はドゥ・ペスト社になっておるようでございます
ので、河合さん、これは記憶にないというんじや
なくて、河合さんの会社ではございせんかぐらゐの
ことはお尋ねになるのは、調べるといふことであ
れば私は常識だろと思うのです。その辺はど
うでしょうか。

○宮澤国務大臣 それは、午前中のお尋ねが実は
二つございまして、一つは、だからいわば話を
持ってこられたかというところでございます。
これにつきましては、河合氏は、自分は商売を
しておりますのでその点については申し上げるこ
とを御勘弁願いたいということをおもひに申して
おるのでございます。これは知らないとか忘れた
とかいうのはございせん、そういうふうにい
言っておられる由であります。

それから次の問題は、その株の譲り渡し人がド
ゥ・ペストでございますかというところであるか
というところについては、これは自分に記憶がない
と言っておるわけでございます。つまり、非常に

世の中でよく言う名前ならばあるいは覚えてお
つたのかもしれないけれども、どうも自分にその
記憶がない、こう言っておる、そういうことで
ございました。

○坂井委員 もうちょっとその辺をお詰めになる
お気持ちはありませんか。それは、例えば服部氏
を通じて直接河合氏に大蔵大臣お会いになつて、
その辺のところをたずね。本当はだからな
か、相手はどなたですかということをはつきりさ
せた方が私はよろしいのではないかと申すので
す。そんなお気持ちはお持ちになりませんか。

○宮澤国務大臣 それは、実は前からだれかとい
うことにつきましては御本人は一貫して、それは
経済人の、何と申しますか、仁義とでも申しま
すのでしようか、申し上げることは勘弁をして
いただきたいということを一貫して言っておられ
ます。

なお、私は河合氏にはほとんど面識のない人間
でございますので、やはり親しい服部を通じて
がお話を聞く、事情を説明してもらおうというこ
とが一番いい方法であるというふうに考えてお
ります。

○坂井委員 くだわつて、私は言っていかがかと
思ひながらですけれども、大蔵大臣個人に對する
御迷惑を超えて、これはもう実は大変な迷惑で
すね、国会も国民も。この辺のところはもう少
きりしませんが、国民の皆さんの目から見
て、一体何だ、どこかに何かのこまかしがある
ぞ、隠し事があるんじやないか、言いたがら
ないんじやないか、こういうふうな目に映
りますと、このことがやはり大変大きな政治
に対する不信といひますか、今のこの場で
非常に大事な、大きな課題を政府の方は抱
えて、財政、税制の大改革である、この審
議をやれ、こうおっしゃる。だから、こ
ら辺をもう少し……。

河合氏と一面識もないとおっしゃる。むしろ面
識のないのがよろしいのじやないですか。面識
のない河合氏に直接大臣がお会いになるぐら
いの積極的な解明への意思があると、こう
見たときに

は、これは変わりますよ、見方が。老練心な
ら私は実はそう思う。それとも、そうでな
ければ、もっとほかに面白い、相手を確
認する、記憶にない、言いたくない——記
憶にないじゃない、この場合は言いたくない。
言いたくないのは、言ってもらうような手
だてでは何かもう少しお考えになつた方が
いいんじゃないでしょうか、こう申し上げて
おるわけですね。

○宮澤国務大臣 私の立場をいたしまして、こ
れだけお騒がせをしてお手数をかけておるこ
とを恐縮に思っておりますことは何度か申し上げ
ておるのですが、実業家河合氏としては、恐
らく自分法を犯したとかそういうことをした
つもりは持っておりません。自分としてのそ
ういう商売上の、何と申しますか、仁義と
でも申すのでございませうか、それは守
らしていただいたというの、河合氏としては
やはり一つの考え方であらう、こういうふう
に私は思っております。

○坂井委員 じゃ、ほかのことでお尋ねを
しながら進めたいと思ひます。
リクルートコスモスの取締役会議事録、こ
れは六十年四月五日の議事録ですね。出席
された取締役は五名、監査役が三名。第一号
議案では、「第三者割当による新株式発行の件」、
これが議せられまして、割り当て先及び株
数がここで決まりました。合計、法人で三
十七社、個人が一名、七百一十七千七百
六十株、こういうことでこの取締役会議事
録が作成されておりますけれども、この議
事録の内容については大蔵省は当然確認され
ておりますね。

○角谷政府委員 議事録そのものは私も
直接持っておりますけれども、ただ、その六
十年四月に行われました第三者割当の内容につ
きましては、別途有価証券通知書という
ものでその内容が大蔵省に提出されてお
りますので、それは存じております。

○坂井委員 わかりました。
有価証券報告書あるいはこの議事録により

て、この三十七社の中に、今問題になりましたド
ワ・ベスト、これが八万株、それからどうにもお
かしいぞと思われるのがビッグウェイ株式会社、
これが十二万株、それからエターナルフォーチュ
ン社二十万株、これは確認されましたね。

○角谷政府委員 午前中の坂上委員への御答弁に
も御答申申し上げたところでございますが、有価
証券通知書といふのは、これはいわゆる募集
類似の新株発行といふことで、いわば有価証券届
出書を提出すべき不特定及び多数の者に対する募
集または売り出しに該当しないということを確認
するために、いわば行政上の補助資料としてとっ
ているものでございまして、非公表が前提となっ
ているわけでございます。そういう意味で、そ
の内容の全部または一部について申し上げることは
今後の証券行政の立場遂行上非常に問題がある
と考えますので、午前中にもお答え申し上げたこ
ろでございますが、その全部または一部につい
ての確認は御容赦いただきたいというふうに考
えております。

○坂井委員 エターナルフォーチュン社、これは
私の方からコスモス社に問い合わせをいたしまし
たけれども、さっぱり教えていただけませんでした
。会社のあるところすらも言えない、こういう
回答でございました。

今証券局長御答弁でございすけれども、今申
しましたこの三社につきましては、内容はしっか
り把握はされておるのですか。ここでは内容に
ついて触れることはできない、ただ、中身はよく
御存じですか。調査されておりますか。

○角谷政府委員 有価証券通知書の性格でござい
ますが、これはさきに申しましたように、不特定
及び多数、つまり五十名程度を超えるような売り
出しました募集の場合ですと、これは投資家保護
のために一定のディスクロージャーを要求するとい
うためのものですが、それに該当しない
ものにつきましても、一応その五十名以下であ
るということを確認する手段としてとっているわ
けでございます。したがって、それが五十名以下

であるということが確認されれば行政目的が達成
されますので、個別の会社、割り当て先について
全部チェックするというようなことは、従来か
ら、これに限ったことじゃございませんが、いた
しておりません。

ただ、この件につきましては、第三者割り当て
につきましても、それぞれその増資込み込みはそ
の会社の名前を通正に行われているというふう
に聞いております。

○坂井委員 橋本代議士が恐らく、エターナルフ
ォーチュン社、この内容等については検察庁に資
料として出されているのだからと思ひますが、総
理、つまり今の御答弁でございまして、何
もと言った方がいいんじゃないか。ほとんど輪郭すら
も言わなかった方がいんじゃないか。取締役会の
議事録にはちゃんと書いてあるわけですね、何万
株、合計するとあつて、三十七社一個人で合計
七百何万何千と。そのことの確認をいたした
きたいと言つても、それも言えないということだ
すね。きょうはわざわざリクルート問題を説明す
るための当委員会、きょうはそれのための審
議だ、こう言う。今のようないふこともここで
言えない。これでは恐らく何回委員会を開いても
意味がないのじゃないか。

総理はもうちょっと指示をされたらどうでし
うか。なるほど、守秘義務がありますとか、プ
ライバシーであるとか、あるいは経済人として、あ
るいは商取引上の言ふなれば信義でありますと
か、いろいろな問題がある。それはわかっている
のです。だけれども、少なくともそういう問題の
一つの核心、ポイントといふことについては、今
の壁を少し越えて、多くの国民が知りたい、これ
は非常に大きな公益だと思ひますよ。そのこと
によって国会が国民のそうした疑問に対してある程
度でも解明をして、こうですというところを示して
いくことは、これはやはり政治に対する信頼の回
復でもありますね。その公益の部分はどう見
るかというところと私は思ふのですけれども、
この決断はやはり総理が御決断になりません

と、官僚の皆さんの御答弁はやはり今の域を出な
いんだらうと私は思ふのです。その辺は総理はど
う御判断されますか。

○竹下内閣総理大臣 非常に難しい問題である
と思ひます。確かに、行政府として公式的に言つて
おりますのは、国政調査権に対しては最大限の協
力をしなければいかぬと。したがって、本日も、
国権の最高機関とは何ぞや、こういう御質問に対
しまして、がしかしながら三権というものが存在
しておつて、がしかならぬ議論はしないで、私はそ
のままおつしやる意味のとおりにお答えをまいりま
した。がしかし、行政府という立場にありま
す、報告書というものは公表しないという前提の
中に報告を求めたものであるとすれば、それは私
はなかなかその壁を突き破るといふのは難しいこ
とじゃないかなと思ひます。しかし、私は専門家
じゃございせんから、私なりに勉強をしてみま
すが、そのこととののりを越えようと申します
が、法律で書いてはないわけですから、恐ら
く省令とかという問題でございまして、報告で
ございまして、いささか専門的知識の持ち合わせ
がないような気が私自身もしております。

○坂井委員 総理、大いに勉強といふか前向きに
というのでしうか、これはむしろ考えていた
きたい。やはり今総理がおつしやる国政調査権の
問題、これは国民に対する奉仕の問題、国民の側
からすれば、主権者としてこのことだけは知り得
たいという、これはやはり主権者の一つの権利が
ありますね。もう一方において、確かに、侵され
るある種の人権があることは、これは事実です
ね。しかし、これを比較衡量した場合に、今いか
ががという政治判断をするのは、これはまさに総
理のお立場だろうと私は思ふ。

そこで、総理の方も前向いてひとつ御検討いた
だくとして、委員長にぜひお願いしたい。やはり
国政調査権を持つこの国会の場でありまして、
今申しました三社、つまりドワ・ベスト社、エ
ターナルフォーチュン社それからビッグウェイ

社、この三社に係りますリクルートコスモス社か
らの第三者割り当て増資、この資料をぜひ当委員
会に提出をしていただくように理事会でお諮りを
いただきたい。この第三者割り当て増資の資料と
申しますのは、私は今あらまし触れましたけれど
も、それぞれの会社に何株の割り当てがあつたの
か、その何株の割り当てがあつた中で、それぞれ
第三者に転売をしておる、再譲渡といふのです
か、その再譲渡の先はだれなのか、価格は幾らか
というふうな資料をぜひひとつ当委員会に提出し
ていただくように理事会でお諮りをいただきたい

○金丸委員長 わかりました。

○坂井委員 五十九年十二月の七十六人につぎま
しては、私の方でも調査をいたしました。ほとん
どやはり江副さんがチェックされたようですね。
それから今問題になつております六十年四月の第
三者割り当て増資、三十七法人一個人等々につぎ
ましても、相当深く江副さん御自身が御関係され
ているようでございまして、これは、この株の再譲渡
を受けたそれぞれの方々の証言によつても、
けさほど議論がございましたが、明らかにされ
ているところでございまして、恐らく、ドワ・ベ
ストを通してこの譲渡をした九人の方々について
は、これは江副さんは全部一人一人チェックされ
たようでございまして、もちろん、菅原氏はこの
社長でございまして、この方も当然お知りのよ
うでございまして。

この辺を追っていきますと、元国税庁の多賀谷
恒八さん、今税理士をされておりますけれども、
この方は、六十一年の夏に江副さんから顧問を頼
まれました、それからその直後の九月にコスモス
株三万株を九千万円で持つてほしいと話があつ
た、江副さんの方からむしろそんな話がありまし
た、お金がないんだ、こう言ひますと、それなら
ファーストファイナンスから全額融資してあげま
しょうというところでありまして、の借金をしてこ
の三万株を買いましたと、こう御本人がおつしや
っている。これはやはり江副さんから、こういう

ことですね。

ところが、この多賀谷さんは、実は驚いたことに、最初は購入先はリクルートコスモスだろーと思ひ込んでおったわけですね、江副さんから直接の話ですから。そのつもりでこの三万株を買ったのですけれども、最近になりまして、このような騒ぎになりましたので、それでこの売買約定書、これを調べ直してみたら、ドゥ・ペストになつてた。相手方はリクルートコスモスではなかった。それでびっくりした。御本人がそう言っているのです。

的を絞りましたもう一回お尋ねしますけれども、そのような内容につきましては、今のような多賀谷さんがおっしゃっているそういうことから、改めて大蔵省証券局は、このドゥ・ペスト社の内容につきましては、内容をここで公表してくださいと言ひませんが、言ひませんが、今のような多賀谷さん等の証言を踏まえまして、このドゥ・ペスト社と何らかの接触あるいはお調べ、調査というのでしようか、されましたか。

○角谷政府委員 私どもの大蔵省の証券局としては、いわば証券行政を的確に執行する、こういう立場から実はこの問題について調査しているわけでございます。

そこで、まず証券取引法でございますけれども、基本的には、一般投資家が参加する有価証券市場に關しまして必要な投資家保護の措置を講ずる、こういうことを目的とする法律でございます。リクルートコスモス社に係る今坂井委員御指摘の取引でございますけれども、これは非公開会社の株式の取引でございます。これは非公開会社につきまして、それが詐欺的取引でございますとか、あるいは五十九年の十二月のように不特定多数を相手とする募集または売り出しとして有価証券届出書を出さなければならぬ、こういったケースは別として、特別の規制は加えておりませんし、証取法上の問題となるようなことはないわけでございます。そういう意味では、今申しましたように、伝えられる取引というのは非公開株式

の相対による売買でございますので、これを大蔵省として調査しあるいは確認するような立場にはございません。そういった意味では調査しておりません。

○坂井委員 このドゥ・ペストの代表取締役の菅原茂世さんは、リクルートコスモスの常勤監査役をされましたね、六十年七月三十日まで。五十八年の六月二十七日に就任されました。六十年の七月の三十日まで常勤監査役。それからファーストファイナンスの取締役は六十三年の三月の三十一日までお務めでありまして、江副さんとの関係は非常に深い、そういう関係の方であります。

そこで続けますが、先ほど出ましたが、加藤孝前労働省事務次官、六十二年九月に退官されておりますが、この方は五十八年七月から六十年の六月まで労働省の職業安定局長をされました。

実は、さかのぼりますが、リクルート社が全国一般東京労働から昭和五十九年七月九日、リクルート商法はけしからぬという告発を受けました。この労働組の「トラブル一〇番」に一日約二十件以上の苦情が寄せられました。五十九年七月当分の話でございます。その後、週刊サンケイ八月二日号あるいは週刊現代八月四日号等々にその辺のいきさつが、苦情が殺到したということが報道記事となつてございます。このようなトラブルがありましたときの職業安定局長が加藤さんでございました。

そして、こういうトラブルを受けてまして、リクルート社のトラブルについて実態は十分把握してないから今後その対策を検討したい、こういうコメントもされております。つまり、当時のリクルート社のような苦情に對しまして、行政指導し、監督し、指導する一番の衝に當たる立場の方がこの加藤さんでありました。そして、実態を十分把握していないから把握をして、そして対策を検討する。これはもう明らかに職務を行使する。職務を行使したとして、その代償として、その対価として株の譲渡を受けたとするならば、これは明確に収賄罪に當たる。これは、何も刑事

局長の御答弁をここで得るまでもなく、およそ常識的に収賄罪とはいうことに対して地味でいったようなそういう行為であろうとは思ひます。

ファーストファイナンスから融資を勧められてお金を借りて、そして株を買って二百万の利得を得たというのでありますから、これはもはや贈与にも等しい、こういう性格の金であろう。しかも、ただいま申しましたように、職務に關する行為であります。したがって、その対価としての株の取得であつた、こう見られるのは、これは客觀的に私は妥當な見方だろーと思ひます。ところが、労働省、労働大臣、お伺ひいたしますけれども、職務に關係してないかのごとき御発言がある。私は理解しかねます。今申しましたような私の考えに對しまして、所管の労働大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○岡部政府委員 当時におきます求人情報誌と労働行政の關係、政策対応につきましては、私どもも精査いたしましたところでございます。

委員御指摘のように、昭和五十年代後半から求人情報誌のさまざまなトラブルが発生をいたしましたことは御指摘のとおりでございます。このため、労働省におきましては、昭和五十六年当時から雇用情報研究会におきましてその対応を検討を進めてまいつたわけでありまして、その間におきまして、五十九年ごろ総評が「リクルートトラブル一〇番」を設ける、あるいはまた国会におきましては労働委員会におきまして野党議員からの質問が行われる等々のこともあり、そしてまた雇用保険法改正の時期に、附帯決議におきまして、「就職情報誌紙等の増加に伴う諸問題に對応するため必要な指導を強める」というふうなことが決議をされる等のごことがあつたわけでございます。

そこで、政策対応でございますが、これにつきましていろいろ案が当時検討をいたされまして、例えば職業安定法の大改正作業、トラブル増加に對するところの対応ということで改正作業も検討もされたわけでございます。しかしなが

ら、当時の状況といたしまして、これは私も事実を精査いたしました、当時における労働者派遣法案、非常に難航をいたした法案がございます。それに手がいつぱいであつたというのが正直なところでございます。しかしながら、その中におきまして職業安定法の一部改正もその附則におきまして成立をさせていただきまして、募集主的確表示義務というものも定められたところでございます。

そして一方におきましては、民間における自主的な規制と申しますか、これは新聞業界におきまして新聞における自主的な規制が求人広告について行われております。それに見習つたところの同じような体制を整備するということが自主的に定められているということでございます。そのような努力を見守り、かつ援助するという形で現在に至つておるわけでございます。

その間におきまして、加藤元職業安定局長あるいは加藤前事務次官のこの求人情報誌に關する何らの法を曲げるような行為というものも精査の結果私どもはなしと判断をした、このような事実關係でございます。

○坂井委員 加藤さんを守りたいという気持ちばかりです。わかりますけれども、私から言われば、お役人が、自分の指導、指揮監督下に居るそういう相手から、非公開株というのを、向こうにお金を出してもらつてそんな株を買うなんというふうなことは、およそばかげた行為です。これはもう常識以前の問題です、こんなことは。そこまですぐに落ちたのかと慨嘆しますね、これは。こんなことが、職務に關係ないんだ、職務に關する対価とはみなされない、わいの性はないんだというふうな考え方が労働省あるいは政府の中にあるとするならば、このことの方がなおゆしきことだと私は思ひます。これはど明確な職務に關する行為、職務権限を行使したんじやありませんか。そしてその相手から株をお金を出していただいて二百万の利得を得る、このこととの因果關係といへば、これはもう密接な、職務関連密接

行為よりなお密接だと私は思いますよ。
刑事局長に伺いますが、当然視野に入れられるでしょうな、これは。

○根来政府委員 ただいまのお話についてはいろいろの御見解があると思いますが、これはもう繰り返し御説明いたしておりますように、国会の御議論というのはもう十分検察庁も拝聴しております。その拝聴した上で検察庁が適正に対処するといふふうに考えております。

○坂井委員 私は本当に驚いたとしか言いようがないくらいですね。これは単なる経済行為ではありませんよ。お役人ですよ。高級官僚ですよ。

あるいはNTTの式場さん、六十一年秋ごろ江副氏から頼まれ五千株を購入した。この方も江副さんから頼まれた。ちょっと江副さんと式場さんの御関係を申し上げましょう。

リクルートが最初に手がけたのが例のINSの中核となるデジタル通信回線の分割販売、いわゆる回線リセールですね。この回線リセールのリクルートが最初に手がけるわけでありまして、このアイデアが新聞記事になって、まあすっぱ抜かれたというのですかね。今度リクルート社がNTTとの関係で回線リセールのやる、こういうことが新聞の記事になってしまいました。江副さんが、このことが新聞記事になったことを非常に驚きまして、NTTにおわびに行きました。おわびに行きましたところ、企業通信システム事業部長の式場英さんから、「制度上新しく認められたことだから、積極的に事業展開してください。NTTも後押ししますよ」といっていただきました。これは実はリクルートコスモス、リクルートさんの広告の記事の中の一節であります。まあそんな御関係であります。

式場さんのことにつきまして、ちょっと郵政大臣、先ほども御答弁いただきましたけれども、どうもやはりNTTの幹部がこの種の株、これをいいただくということは、これは倫理、道義上の問題を超えて、やはりここには準公務員的な立場というのがあるわけですから、大変軽薄な行為だ

と、こんなことをしているのかと率直に私は思いますけれども、ちょっと大臣、御感想を承りたい。

○中山国務大臣 現時点で考えてみますと、先ほども申しましたが、瓜田に近づき過ぎたというたぐいの感じがするわけでございますけれども、その時点で類推をしてみますのに、本人は、これは安定株主になってほしいという依頼を受けて、そしてまた自己資金で取得しておりますし、それから株は損する場合もあるわけでございますから、金を借りて差益を稼ぐということではなしに、自己資金で長期保有で持つということではなしに、自己資金で長期保有で持つということではなしに、金を出して損する場合があるということも前提に考えることだろーと思ひますし、特別にそれから便宜を図ったということとはなかった、これはNTTからの事情を聴取したことに関しての回答であるわけでございます。

それからリセール業に関する契約は、所要の社内手続を経た。さつき坂上先生に私が御答弁を申し上げましたのも、同じクラスの方が寄つて常務会というもので判断をするから、ひとりその組織の中で判断をするということではないということとを申し上げたわけでございますけれども、NTTは、式場氏の発言及び契約関係の調査からして特段の問題はないと考えているという、私も担当の局が事情を聴取しました限りではそういう回答を得ております。先生御指摘のように、長い間電電公社として国民の明治以来の蓄積で、それを今度は民営化して、新規参入の企業が入ってきて、コストを安くしてどんどん電話料金その他国民の利便を考えていく上に、新しい体制に入つたということでございますから、好意的に考えれば、その関係の大きなお得意様であると考えたリクルートに対して便宜を図るためのいろいろな配慮をしたことが、今日の時点で考えますと大変軽率なことになる、そんなふうに私はその話を聞きながら感じております。

○坂井委員 大臣、もう一度NTTの方に、この式場さんのこと、それから次に申し上げます長谷川さん、この前に私指摘いたしました、このことにつきまして、もつときちんとした調査といひますか、それをもう一度やり直さないと言われた方が私はいいと思う。大臣の方からですね。

○中山国務大臣 長谷川さんの場合は、NTTの方も今やめておりますので、リクルートから株を取得したかどうかということとはわからないと言っておりますが、御指摘のこともございますので、また私からも事情を聞かせていただくというふうなことにいたしたいと存じます。

○坂井委員 式場さんは、先ほど触れましたように、このリクルートの新しい事業展開に対しては非常に強く激励をする、こういうことであります。一方、後ほどまた申し上げますけれども、江副さんの方は、NTTと我がリクルートあるいはリクルートグループは一体である、もう各所においてそのことを力説されておる。そういう関係であります。非常に密接であります。だから自他ともに認めたそういう関係であつたんだろーと思われるわけでありまして、それだけに軽率なこの行為が刑法に触れるようなことにならなければいいが、そんな気がするものですね。あえて申し上げますわけでございます。

そこで長谷川さんの問題でございますが、前回も申し上げましたように、長谷川寿彦さん、この方はNTTのデータ通信事業本部長をされておりました。昭和六十一年の十一月に特別背任罪の告発によりましてNTTを昨年の五月に退任をされております。この長谷川さんを、江副さんがリクルート米国現地法人リクルートUSAの顧問にことしの一月にスカウトされた。三月にはリクルート国際バン株式会社代表取締役に就任されたわけでございます。もちろん前にも申しましたように、この長谷川さんはデータ通信の第一人者でございます。長谷川さんと式場さんは上司と部下の関係だそうでございます。

この長谷川さんにつきましては、一昨日の江副さんの説明によりまして、教育・研修担当等会社

ぐるみのおつき合ひをしてきました、氏の辞職のときに、この長谷川さんの才能等魅力を感じていましたので、リクルート国際バンの社長にお願いをした、こうお答えになっております。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

そこで若干NTTとリクルート社の関係につきまして御説明しますと、これは「日経コミュニケーション」昭和六十二年二月、江副さんはこう言っております。「赤字のピークは今年から来年、単年度赤字になるのはその後かな。当面はスーパーコンピュータを時間貸しするRCS事業でこの通信の赤字の一部をカバーしていきま」これは、前回私が指摘いたしましたRCS事業、これはスーパーコンピュータですからもうけになる、このスーパーコンピュータのもうけ分、回線リセールがちょっと赤字でありました、それを埋めていこう、こういうこと。大変魅力のある仕事をNTTからいただいた。

それから同じく「日経コミュニケーション」、これも六十二年二月、江副さんは、「私はリクルートをNTTグループと考へており、リクルートはもうNTTグループだ」と。「有利不利にかかわらずNTT回線を使つていきますよ。NTTと保守契約を結び、一部で電話局の局舎を使わせてもらつていゝなど事実上一体ですからね」と。これは非常に端的に明確に、リクルートはNTTのグループの中の一つなんだ、一体なんだ、ここまで強調されておるわけでありまして。

あるいはまた、リクルート社の情報通信事業につきまして、この江副さんが「ネクスト」昭和六十一年十二月号、「情報誌」はデータ・ベイスとしてみた場合、寿命は短い。将来、これはニューメディアにとって代わられることになるでしょう。たとえば情報オンライン・ネットワークという形で、いま通信とかリモート・コンピュータ・ティングに力を入れています、VANS事業が最終的に情報誌に変わっていくだろーと思ひますね、こう語っております。

さらに、この問題の出発点は、私は前回の当委

員会におきまして、六十年一月の二日の日米首脳会談、ここにさかのぼるところまで実は触れまして、その後の経緯につきまして前回の委員会で申し上げました。江副さんがやはりその辺の意識を大要強くお持ちであったようでございます。月刊「かもめ」の創業二十五周年記念誌の取締役座談会で次のように江副さんが申し出ております。「中曾根総理が正月にレーガン大統領に会いに行つたけど、日本の一〇年先を考えると、中曾根さんはやはり先取りしていますよ。アメリカと仲良くしなかつたら、日本はやつていけないもの。軍事的な面でもそうだろうけれど、経済的な面でもね。」云々と続くわけでありまして、この辺がかなり、前回指摘いたしましたクレイ社のスパーコンピュータ、この辺を意識しながらこのような発言になったのかなど、これはまあ推定、想像されるわけでありまして、

いづれにいたしましても、NTTとの関係は大変深いというところは、今までのいろいろなこうした発言、いろいろな場所におきまして江副さんのおっしゃっておることを聞きまして想像にたたくないわけでございます。

そこで、刑事局長にお伺いいたしますけれども、前回この長谷川さんのことに触れてお尋ねいたしました際に、視野の中に入れて検討しているものと考へている、こういう御答弁でございましたけれども、その後進展はございましたか。あるいは、長谷川さんと接触はされた、そこまでお答えいただけるでしょうか。

○根来政府委員 先日私が申し上げた趣旨は、リクルート問題という一つのエリアといえますが、そういう範囲がございまして、その中で、要するに犯罪の嫌疑があるんじゃないかという御指摘がある事実が相当提供されておるわけでございます。そういう御指摘を踏まえまして、検察庁は果たしてそれが犯罪としてあるいは犯罪の嫌疑があるとして捜査権を行使できるかどうかという検討をするという意味で申し上げたわけでございます。

ところで、現在のところ、先日橋崎議員が告発された事件がございまして、その事件を中心に捜査を続けているところでございます。そういう捜査を通じてそういう点も含めて検討するというところでございます。

なお、具体的にどういう方を調べたかどうかという点については、従来から答弁を差し控えておりましたので、ひとつ御勘弁願いたいと思っております。

○坂井委員 あわせて検察庁に伺いますけれども、この長谷川さんについてはその後どうでしょうか、捜査はなお続行されていると思いますが、かなり進展を見ておりますか。あるいはその見通し等につきましては、いつごろ終結するめどをお持ちでしょうか。あわせて、川崎市の前助役小松さんについてはどうでしょうか。

○中門政府委員 お尋ねの件につきましては、警視庁におきまして告発を受理いたしまして、現在捜査を継続しておりますのでございます。現時点でいつごろまでという見通しは立っておりません。

具体的事件でございますのでこの事件につきまわりの捜査の進捗状況につきましては答弁を差し控えたいと思ひますが、一般論として申し上げますならば、告訴、告発事件の中には、犯罪の成否が微妙でございますとか、あるいは民事事件との絡みがございますものとか、あるいは関係者の一部の事情聴取がなかなかできないものとかいうふうな理由から、処理にかなりの期間を要しているというものがございましてこれを御理解いただきたいと存じます。

なお、川崎の件につきましては、現在神奈川県警察におきまして情報収集を通じて事実関係の把握に努めているところでございます。

○坂井委員 時間がございませんで次に行きますが、東大教授の公文俊平氏、九月三十日付で一身上の都合によりということでもって辞職をされたこととございます。辞職の意向を表明されたのがことしの四月でございました。教授会等を経まして文

部大臣が承認されたのが九月の三十日でございまして、この方は政府税調委員でもございまして。この方に一万株のコスモス株の譲渡があった、こう言われているわけでございますが、この方が退官された理由につきましては、一身上の都合ということとでございますが、なお詳しく文部省は把握されておりますか。及び、一万株譲渡云々につきまわしては御調査されましたか。

○加戸政府委員 お尋ねの公文俊平氏につきましては、四月ごろ、これは新聞報道等でございますが、教養学部の問題等を理由としてその辞意をほめかしたような記事を見つけておつたわけでございますが、ちょうど前期の授業が終了いたしました七月十一日付で御本人から中島文部大臣あてに、九月三十日付をもって退職したい旨の辞意表明が、辞職の申し出がございまして、理由として「これは、このたび一身上の都合により昭和六十六年九月三十日付をもって辞職したいので承認願ひます。」という文書でございまして、これを学内で教養学部教授会の承認を経て東大の学長から九月二十二日に文部大臣あての上申がございましたので、それを受けまして、九月三十日付、いわゆる本人の辞職願日付どおりに承認、辞職の発令をしたということとございまして、私どもは、本人の辞職の理由につきまわしては、通常こういった辞職願が一般的に一身上の都合ということとございまして、それ以上のせんさくは通常いたしておりません。

それから、株の取得の問題でございますけれども、国立大教官が適法な範囲内でそれぞれ個人の財産を運用するということにつきましては個人の問題だと理解しておるわけでございます。そのこと自体につきまわしては調査あるいは取得の事実の有無の確認はいたしておりません。

○坂井委員 政府税調委員で株を取得されたというところ、ちょっと不都合だと思ひますね、総理、どう考えてもこれは。ちょっとその辺は、総理、お調べになった方がいいんじゃないでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 とつきの御質問でございますので、私的的確な答えをするだけの自信はございません。その個人の問題と、そういう政府税調委員としての資格の問題と、そういうこの問題自身の持つ問題点と、もう少し私も勉強させていただきたいと思ひます。

○坂井委員 私は非常にまずいと思うのですよ、こういうのは。これはまずいと思ひます。どうですか。やはり非公開株で先ほどの根は一緒ですよ。少なくとも、ドゥ・ベスト社から、こう言われているのです。だからこゝろは調べられた方がいいんじゃないですか。ほかの人のことについてとかく言っているわけじゃないんです。政府税調委員をされて、東大教授はおやめになった、この方に一万株、先ほどの八万株の中から一万株ですね、ドゥ・ベスト社から公文さんに渡つた、こう言われているのです。その真偽のほどはやはりお調べになった方がいいんじゃないでしょうか。あとどうするつもりかということの後のこととして、とりあえずはお調べになった方がいいんじゃないでしょうか。それは一切個人の商行為であつて関係ないんだという態度は、これはおとりにならない方がいい。少なくとも関心を持ってお調べになった方がいい。調べた結果をここに報告しないといふは言っているわけじゃないんですよ。

○宮澤國務大臣 便宜私からお答えを申し上げます。政府税調委員には御承知のように各方面の人材になつていただいておりますが、そういう面から申しますと、税調委員になられることによつてあれをしていただいております。これをしていただいております。これを余りたくさん申し上げるということもいかがなことであろうか。税調委員という本来の御職責がありますから、それはおのずから普通の市民とは違ふということとございまして、御自分の財産を管理されるために経済行為をやられるというふうなことは、これをやっていたらだまると困りますとい

うことはなかなか申し上げにくいかと存じます。しかし、そういう行為の中にもいろいろなものがあるであろうということになりますと、それはもうなかなか細かくは申し上げられないことではなからうか、基本的には私はそう思っております。したがって、公文書等について、そういうようなことをなさいましたか、どうでございますかというようなことをお聞きするのでもよいかがなものであろうか。これは、違法の行為とかがいようなことでございまして、もう論外でございますけれども、税調委員にはなるべくいろいろなお方になっていただいて自由に御討議も御審議もいただきたいと思っておる立場から申しますと、余りあれこれということを上上げるのはいかがかという気持ちがございます。

○坂井委員 ますますあれですから、では、時間でございますので、ビッグウェイ、先ほど申しました東京都北区、細江さんが社長でございします。何回か私の方もお尋ねをいたしました。新聞報道等もございします。もうあのとおりでございしますと、けさほどまた回答がございました。あのとおりでございします、あのとおりでございします、もう新聞報道等のおとりにございします、こういうことでございします。

つまり、そのことは、この化粧品製造会社ビッグウェイ、昭和三十四年の四月の設立でございまして、社長は細江さん。ことしの一月までドゥ・ベストの菅原茂代表取締役が社長をしておりました。五十一年に社長に就任されて、ことしの一月まで菅原さんが社長、今の社長は細江さんであります。リクルートコスモスの有価証券報告書によりますと、このビッグウェイが六十一年の四月、十二万株の第三者割当増資を受けております。ところが、この菅原さんは、江副さんから個人的に頼まれて購入をしたのだ、私の独断でこの株を買いました、ただ、江副さんからは、店頭登録前にこの株は返してくださいよ、こういう約束でございましたので、全部コスモスに返ししました。役員の方、あるいは今の社長の、当時

は専務でありましたが、この細江さん、一体、菅原さん、これは何事ですか、せつかく買った、あるいは割当を受けていた十二万株をそっくりまた返すというふうなことは常識的には考えられませんが、一体何があったのですかとさんざん迫ったのですけれども、いやいや、とにもかくにも返す約束なんだからこの株は全部返す、こういうことであつたようであります。

ファーストフィナンサーからの融資を受けたことはほぼ間違いないからとこの社長さんはおっしゃっておる、細江さんが。なぜかという、会社の金は一切動いていないのです。十二万株が一体どこへ渡ったのかさっぱりわからぬと言うのです。この会社の社長の細江さんは。当時の社長である菅原さんに聞かぬか、この方しか知りません、全く不可解なことですね、困ったことですね、これも江副さんとの関係でこのよう不明朗なことが行われておる、この本人はおっしゃっておる。でありますから、この問題もやはりきちんとして解明しなければいかぬことだろうと思ひますね、こういうことが起こつてまいりますと。既に新聞報道等でもなされておる。

総理、どうですか。この辺の問題も含めて、冒頭私が申し上げましたけれども、個人の問題であるとか、商行為のことであるとか、あるいはお互いの信義の問題もあるとかどうとかというものは確かにわかります。わかりますけれども、少なくともこれだけの疑念が投げかけられて、この問題のいささかの解明もなくしてこのままにいくならば、これは大変大きな不信を買う。このことの方がやはりより重い、大きいと思ひます。国民の不信という問題。それにこたえるという意味におきまして、相当やはり決断をして、相当な部分では、これは総理の決断をもって解明するのだという姿勢だけはひとつ示していただきたいな、こう思ひながら総理にお尋ねするわけでありまして、けれども、いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 今、国会でいろいろ御議論があつておる。したがって、刑法法令に触れると

いうような問題については、検察当局がそれぞれ関心を持つておるだろうと私も思つております。今、坂井さんのおっしゃつた問題は、刑法法令に触れるという問題のみならず、この問題がいろいろなところへ波及している実態について政治的責任の中で十分調査をすべきだ、こういう御意見であつたと思ひます。私もみづから関係する問題でございしますので、それなりの自分の周辺についての問題についての対応の仕方のみならず、今の御意見があつたということはどういうふうにしてやれるか、実際、私、今とさのことで自信もございしませんだけに、今の御意見を十分私自身承らしていただいたという表現を限界としてのお答えをするしかないと思ひます。

○坂井委員 時間が参りましたので、最後に委員長にお願いしたいと思ひます。証人として次の二人をさらに加えていただきたい、お呼びをいただきたいということでございます。その一人は、株式会社ドゥ・ベスト代表取締役菅原茂氏、いま一人は、リクルート国際バン株式会社代表取締役長谷川寿彦氏、このお二人を証人として新しくお願いをしたいというお願いでございます。

なお、さきにお願ひをいたしております前リクルートコスモス会長江副浩正氏につきましては、なおまた改めて、重ねて証人として喚問をこの席でお願いをしたいと思ひます。

以上、三名でございします。よろしくお取り計らいをお願いいたします。よろしくお取り計らいをいたします。

○海部委員長代理 後刻理事会において相談させていただきます。

○坂井委員 終わります。

○海部委員長代理 これにて坂井弘一君の質疑は終了いたしました。

次に、河村勝君。

○河村委員 一昨日、当委員会から委員長並びに各党の理事が江副氏の病床質問のために行つて、答弁を得たわけです。当然、病床での、しかも参事人としての質問ですから、十分な成果が得られ

ないことは当初から予定されていたことであります。しかし、海部さんが記録をされた答弁をつぶさに読んでみますと、そうした中でもやはり本音が出てくるものから、なるほどこういうことかと思はれるところがあります。そのことを、ちょっと関係箇所を読んで、それで総理大臣それから大蔵大臣の所見を伺いたいと思ひます。その中で、「先却先に政治家及び秘書等の政界関係者が多数にのほつてゐることについては、店頭登録基準である最低二百人の株主を確保するうえで、当社の業務に理解を持っておられる社会的地位のある各位に、コスモス株を引き受けてもらった結果で、他意は全くなかつた、こう言つておるわけですね。

そうしますと、江副氏の意図は、政界におけるリクルート社に理解を持っておられる社会的に高い地位にある人、ですから、当然、秘書などが含まれるわけはない。そう考へるのが常識でしょう。ところが、竹下さんの場合でも、それから宮澤さんの場合でも、秘書がすべてを抜つて自分だけ関知をしないとおっしゃつてゐる。直接江副氏と接触する場合もあるだろうし、間接の場合もありましようけれども、江副氏にしたところが、こういう意図のもとに譲渡をしようと考えたのならば、理解を持っておられる社会的地位のある方に自分の意図が伝わらなければ何にもならないのです。ですから、どういふ形であれ、竹下総理にしても宮澤さんにしても全然知らなかつたというのは、それはこの江副氏の発言からいふと通用しないように思ひます。一体どうお考えでしうか、総理。

○竹下内閣総理大臣 今の御質問を聞きながら、この海部理事記者発表文を讀ましていただいておりますが、「先却先に政治家及び秘書等の政界関係者」ということにつきまして、私を知つていらっしゃることはもちろんでございますが、私も存じ上げておる方でございますが、ちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、お互い一緒にやつておる者として、秘書には秘書の人格というも

のがやはりあり、そして信頼関係もあるであろうというふうには私は思っております。

○宮澤國務大臣 私江副さんの言われましたことを後で読ませていただいたのでございますが、そういう御意図であるということ、どうも私としてはそういうことを十分わかっておらなかったと申しますか、知っておらなかったように思います。

○河村委員 いわゆる国会議員の秘書でも、それは独立の人格があることは当たり前であるし、それ相応の社会的地位があると思えますけれども、江副氏がリクルートのために理解を持ってくださる社会的地位のある人といったら、それが秘書でありようはないのです。ですから、どう考えたって不自然であって、その辺をすっきりさせないことが、国民がこの問題について非常な立ちを保持するの大きな原因だと私は思います。

しかし、この点を押し問答しても同じ御返事でしょうから、それはこれ以上伺いませんが、しかし竹下総理、先ほどの質問にもありましたけれども、今回の問題を国政調査権に基づいて調査するに当たって、大蔵省のガードというのは異常にかたいのです。さっきの質問に対して、あなたは、これは大変難しい問題で、国政調査権に協力するのは当然だけれども、いろいろな法律、規則などの壁が厚くて、自分も勉強してみなければ、それを破るだけの専門的知識はないというふうな御答弁をなさいましたね。しかし、これは一体専門的知識が要ることなのでしょうか。政治常識で判断することでしょうか。そんな厚い壁なんかあるわけがないのです。ですから、私は、この薄い壁を破ることがこの問題を終結させる一番早道だと思ふ。

もしここででもってお役所の方は一切必要な資料は出さない。それで、もはや安倍幹事長は、これは新聞報道等によれば、証人喚問には一切応じないというふうなことを発言しておられるようですね。国としてもやるべき調査はやらない。証人喚問も一切拒否する。一体それでこの問題をどう処

理しようとして考えられているのですか。これはもうエンドレスに押し合いへし合いが続くだけのことです。ですから、あなたが意図しておられる税制改革だてでできつこないのです。ここでもって、健全な政治議論に従って、国としての行政権としての調査を積極的にやって、それを公表して、それで全貌を明らかにする。全体像がわからないことが国民の一番のいら立ちであり不満なんですよ。大きな金が水面下で流れて、一体それがどういう理由でどういうふうに行つたのか全然わからない。それを最終的にどうしろということよりも、一体どうなっているかわからないということが一番いけないことであって、事実関係を確認するというのがこの委員会の仕事だと言つてもいいのです。それから後のことは、政治倫理の問題であれ、ほかでやつたて構わない。しかし、事実関係が確認できなければ、これは委員会としてはあくまでやつていく以外にはないので。いかがでしょう。

○宮澤國務大臣 先ほども一部お答えを申し上げたところでございますが、これは河村委員は行政に御経験の深い方でございますのでよくご承知なしたとお許しにしたいと思ひますが、証券取引法は証券取引法を中心にして、市場における投資者を保護する、不測の事態に遭わないようにというのが行政の中心でございます。したがって、このたびの調査に当たりましたも、その行政に与えられた範囲内で調査をいたしました。そして、公表してよろしいものは国会に御報告いたしましたし、例えば任意提出に係るような情報、資料等につきましては、今後もし任意提出を正しく偽らない方法で求めたいという見地から申せば、公表してならないという約束のものは公表をしないというのがやはり行政の提出者に対するこれは一つの約束であらうと存じます。

このたびは行政が行き足りないという御批判を今いただいたわけですが、行き過ぎるという御批判もいただけたことがございまして、やはり行政としては与えられた範囲をきちんと守るということではないかと存じます。

○河村委員 大蔵事務当局に聞きますけれども、ただいま問題になった第三者割当ての対象になる会社、個人の氏名についてのリスト、これはディスクロージャーを前提にした報告だから表に出すことはできぬということの返事が先ほどありましたね。けさの日報の朝刊を見ますと、第三者割当ては割り当て先を公表することに決めたと言ひであるのですね。それは今度の例を見てもこのリクルート関係で安定株主づくりの趣旨のもとに政治家、国家公務員等いろいろな形で株式がはめ込んである、そういう疑いをなくすためにこれを公開させることにしたという記事があります。これは本当ですか。

○角谷政府委員 現在の有価証券通知書につきましては、先ほどからたびたび御答弁申し上げてきておりますように、いわば有価証券届出書の提出が必要ないわば不特定多数に対する募集または売り出し、つまり五十人以上の一般投資家によるこれを売り出した場合は募集する場合には投資家保護の観点からやる、こういうことでございまして、それを補完するために、五十人未満の場合でありましても補完するための行政上の指導としてとっているというところでございます。それは先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、今回のいろいろな経緯にかんがみまして、現在、証券取引審議会公正取引特別部会におきまして、公開制度のあり方全般について検討を加えております。その中で一つの意見として、公開時に何らかの方法でその一定期間前の株式につきまして第三者割当て増資を含めましてディスクロージャーさせてはどうかという御意見が一部にあることは事実でございます。ただ、これは現在同審議会において検討中でございます。できれば年内に結論を得たいと思ひますが、そういう意見があることは事実でございます。そういうことを決めたとか何とかという段階ではまだないということでございます。

○河村委員 そういう必要があつて公開すべきであるという意見が強い。多分これはそうなるのでしよう。そういうものすら公開に應じない。

ここで私は、証券取引法二十六条、これは前の予算委員会のときに随分議論になりました、これをもう一遍はつきりと読んだ、それでその運用を考へてほしい。これには、「大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、途中省略しますが、関係者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」要するに報告徴収義務と検査権、これを何の修飾もなしに二十六条に規定をしていくわけですね。だから、使つても非常に強力な武器になるはずなんです。ところが、それを狭く狭く解釈をしてこの条文は使えないんだというのが大蔵省。法制局長官はやや違ふけれども、やはり自民党・政府の意図が働いているものか、かなり制限的に考へておられるようなんです。

大蔵当局は、この二十六条について、前の議事録等を見ますと、これはディスクロージャー制度の適正な執行をするための規定だから、発行した株の相手方だれであるかということとは別段関係ないので、そういうものを含めて、一切これを二十六条によつて報告を徴したりすることはできないというふうな非常に投資家保護だけに限定した狭い解釈をとっているようですが、その考えは変わりますか。簡単に。

○角谷政府委員 この問題につきましては、法制局長官からも前に御答弁があつたかと思ひますが、けれども、証券法二十六条というのは、やはりその証券取引法という実定法上の具体的目的に則して運用される必要があるわけでございます。

具体的には、この規定は、この条文があります第二章、つまり有価証券の発行開示制度の適切な運用を担保するといったことのために必要な検査権限を定めたものであるというふうには判断せざるを得ないわけでございます。そういう意味で、届

け出義務を課しておりますところの発行会社が届け出を怠った場合等に問題とされるわけでござい
ます。

リクルートコスモス社のこの件に關しましては、確かに私も五十九年十二月の七十六人に対する譲渡につきまして調査いたしました。これがその届け出を怠った事由に該当するのではないかという判断をいたしました。ただ、この場合において問題になりますのは、発行会社が投資家保護を怠って届出書を出さなかったということが問題なわけでございまして、その譲渡を受けた人に問題が特段あるわけではないわけでございまして。

こういう意味から、今回のリクルートコスモス株の売却の問題につきまして、これを購入した人の氏名を調査することを目的として同法第二十六条を發動するということは極めて困難ではないかというふうに考えております。

○河村委員 二十六条は、投資者保護のためというだけであつて、「公益又は投資者保護のため必要」な場合というふうになつてゐるわけですね。だから、今の大蔵省の事務当局の考えというものは、投資家保護のために限定してこれを考へてゐる。

法制局長官はちよつとは違ふようですね。あなたの考へを確認したいのですけれども、ずっと長く説明をされると時間がなくなるので簡潔に。この法の目的は第一条の記すところでありまして、要するに、公正な取引を維持するために必要なならばそれは公益に合致するから、だからその場合には一般的に發動が可能である、こういうふうに言つておられるわけですね。

○味村政府委員 私は、衆議院の予算委員会におきまして、矢野委員に二十六条の公益の解釈について申し上げました。その趣旨は、公益というのはかなり広い概念でございまして、この証券取引法の二十六条の公益というものは、これは証券取引法の目的から解釈すべきである。そして、その証券取引法の目的というのを見ますと、「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するた

め、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。」と書いてあるわけでござい
ます。そこで、そういうようなことが目的なのであると、政治倫理を確立するというためにどうこうするということは証券取引法の公益の範囲には入らないでしようということを申し上げたわけ
でございます。

そこで、ただいま委員の御質問がございましたが、この証券取引法の第一条に、「有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ」ということでこの「公正」ということが入つてゐるわけ
でございます。ただ、この「公正」というのは、その前に限定と申しますかそのもう一段上の目的がございまして、国民経済の適切な運営及び投資家保護に資するためというもう一次上の目的とするというところが、この証券取引の公正というこ
とを目的としてゐるからその上の目的になつてゐる。したがつて、その国民経済の適切な運営あるいは投資家の保護ということとを目的とする有価証券取引の公正ということとを目的としない、このように考へるわけでございます。したがつて、政治倫理の確立とかそういうことは証券取引法の目的の範囲外である、このように考へてゐる次第でございまして。

○河村委員 国民経済の健全なる運営の方はわかりますけれども、公益の上に投資家保護が加はつてゐるという説明は、これはおかしいでしよう。そんなけちなものではないはずだ。第一、二十六条そのものにも「公益又は投資者保護」と書いてあるのですよ。後に書いてある。別物です。よ。だから、公益が投資家保護に限定されるとい
ういわれは全くないでしよう。いかがです。

○味村政府委員 この点につきましては、この規定の上で公益または投資家保護、こういうふうな二十六条はなつてゐるわけでございますので、この投資家保護というものと公益というのとは別のことを言つてゐるのだ、こういうふうに文章の上からは解せざるを得ないわけでございます。証券

取引法自体は、投資家保護を通じて国民経済の健全な発展を促すものだ、それを目的とするのだという学説もございまして、一応両方分けてござい
ます。そういう意味から申し上げますと、投資家保護といふことは二十六条に特に目的として書いてございまして、あとは先ほど申し上げましたような、国民経済の適切な運営に資するために有価証券取引の公正を確保する、こういうことにな
るかと存じます。

○河村委員 何か文章の上では投資家保護と區別してあると言ひけれども、文章の上でしか法律は解釈できないでしよう。法の精神は、国民経済の適切な運営という大きなものは書いてありますけれども、それ以外にはないのですよ。それで、引といふものが公正さを欠く懸念あるいは疑いがあるという場合には、当然この二十六条というものは公益のために發動してしるべきである、そういうことになりましよう。どうです。

○味村政府委員 先ほど申し上げましたように、証券取引法の取引の公正を確保することを目的とする、この取引の公正というものの究極の目的は、国民経済の適切な運営及び投資家の保護を確保する、ということにあるわけでございます。それで、投資家の保護といふことは、先ほど先生も御指摘になりましたように証券取引法の二十六条に書いてございまして、残るところは、国民経済の適切な運営のために証券取引の公正を確保する、こういうことになるわけでございますが、これは国民経済の観点から見ました場合のことでございますので、政治倫理の確立というところから見た場合の公正とは意味が違ふだろう、こういうことを申し上げてゐるわけでございます。

○河村委員 私はまだ政治倫理のことを言つておらぬのに、先回りしてそれに入つてゐる。これは明らかに何でもかんでも否定してやろうという現
胆で、法匪的な発想で言うからそういうことになる。だから、とやかく言つても、投資家保護と公益

とは別にちゃんと區別して書いてあるんだから、国民経済の健全な発展を図るために、これは当たり前の話ですよ。だから、もちろんあつてよろしい。だけれども、今回の取引はどう考へても公正とは言えないでしよう。今度のいわゆるこの今問題になつてゐる第三者割当てにしましても、特別利害関係者である菅原氏がビッグウェイとドゥ・ベストと二つの割当て先になつてしまし
よう。その割当てた今問題になつておりますのは、八万株がそのまゝこのトンネルを通して売却をされてゐるという疑いがある、少なくとも。あなた方これを今認めようとしなから、だから疑いにしておきましよう。疑いがある。

で、この特別利害関係者に対する譲渡禁止の日
にちとわずかに六日違い、六日違いで禁止期間はわざわざ外してある。これはもう意圖的にやつてゐることは間違いない。そういうような取引といふのは、これは不正でしるべき。どうですか。

○角谷政府委員 六十年四月の第三者割当てでございまして、これは今御指摘のように、協会のルールに定めますところの特別利害関係人等に対する割当て制限期間といふことが、そういうもの前でございますので、特段の問題はありま
せん。

なお、今、ビッグウェイですか、か何かについてお話がございましたけれども、個別の第三者割当て先について申し上げるのは適當でござい
ませんが、一般的に申し上げます、ビッグウェイといふのはリクルートコスモス社との関係におきましては特別利害関係人には該当いたしません。

○河村委員 どうも時間を節約するために省略するとそういうことを言うけれども、しかし、このドゥ・ベストの社長は菅原氏、ビッグウェイの社長も当時は菅原氏でしる。これは特別利害関係人であることはもう自明の理でしる。それなら当然、もし六日の差がなければ、これは不法な譲渡ですよ。それでしる。

○角谷政府委員 若干詳しく説明申し上げますと、日本証券業協会の内規におきます特別利害関

と

係者等と申しますのは、当該会社、つまりリクルートコスモス社の役員、その配偶者及び二親等内の血族並びに主要株主、それから二番目には関係会社及びその役員、三番目には申請協会員、これは引き受け証券会社でございますが、とその役員というふうな定められているわけでございませう。そこで、この場合関係会社と申しますのは、端的に申しまして、リクルートコスモス社の株式の過半数を有している親会社、子会社、あるいは会社の株式数が二割以上五割以下で財務や営業の状況に照らしまして重要な影響を与えることができる場合というふうな決められているわけでございます。

そこで、今お話がありましたビッグウェイトがあるいはドック・ベストでございますが、そういった会社につきましては、これは割り当て先であるかどうかという点は別といたしまして、一般的に見てみますと、全くリクルートコスモス社との間に資本関係がございせん。したがって、役員が兼務されていたというだけの事実をもってしましては、これは特別利害関係人というふうな、いわゆる内規に言う特別利害関係人に該当しないというのが証券業協会の取り扱いであるというふうな聞いております。

○河村委員 何とかかんとか言っておりますけれども、とにかくそういう疑いのある、不正な取引である疑いのあることだけは間違いないのですよね。それでしたら、まかり間違えば贈賄を構成しかねない譲渡も行われている。贈賄、収賄ですね。それから架空名義のものもどうもありません。とにかく少なくとも公正でないことを疑わせる材料が幾らでもあるのでしよう。そうであれば、この二十六条の公益上必要であるということとは当たり前でしょう。それでも総理大臣は壁が厚いと言つて調査権を発動しようとはされないのですか。

○竹下内閣総理大臣 私は、国会における問答を開きながらの証券取引法上の問題点しか実は専門的な知識はございません。したがって、任意の提出に伴うものについての問題については、先ほど

来大蔵大臣、証券局長お答えになっておるのが正しいだろうというふうな感じております。

○河村委員 もうとにかく絶対にやらないと決めてかかっているから、幾ら筋道の通つたお話をしても全然聞く耳をお持ちにならないようだ。これではいかということですね。

私はロッキード事件のときのことを考えているのです。刑事訴訟法四十七条。法務省に伺います。これは、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」この場合の公益というのは何ですか。

○根来政府委員 いろいろ留保はございますけれども、例えば国政調査権に基づく資料の要求がございました場合、あるいはほかの裁判所から訴訟記録の取り寄せがあつた場合、そういうときを例示として物の本には掲げております。

○河村委員 普通の解釈はそういうことなんですよ。ロッキード事件の際に政治的・道義的責任を明らかにするといふ問題がクローズアップをいたしました。当時既に捜査が始まつておりました。その捜査の過程で、起訴になった人はその間の事情が国民の前にも明らかにする必要がありますけれども、起訴にならないけれども政治的・道義的責任を負つてもならなければならぬ人、例えばその他の事情がなければ起訴に該当するけれどもしかし時効等によつて訴追を受けないいわゆる灰色高官、当時称せられたのは、こういう者を明らかにすべきではないかといふことで我々は主張をいたしました。その間の事情は省略をいたします。もし疑問があれば言わなければなりませんけれども、その場合に、この刑訴四十七条を援用して、それでいわずに灰色高官を公表したという事実があることを法務当局は御存じですか。

○根来政府委員 よく承知しております。説明を要しないので大変助かります。政治的・道義的責任を明らかにするためにこの刑訴法四十七条

を発動した、この公益。刑事訴訟法というのは刑法を運用するための法律ですね。ですから直接的には政治的・道義的責任といふのは関係がない。しかし、公益のために必要だとみなしてこれを発動したんですね。当時は三木内閣です。総理、そういうことですね。ですからこの場合はもつと簡単です。証券取引上の公正を図るため、そして同時に政治倫理に資するためということであれば、この証券取引法二十六条の解釈なんというものは、これはもうあなたがなされれば、法制局長官はそのとおりでございますと言ふに決まつていらっしゃるのではありませんか。

○竹下内閣総理大臣 事ほどさうに思ひ上がるべきじゃないと思つております。

○河村委員 そういふのは思ひ上がるとは言わないうんです。思ひ上がりといふのは、理屈も何もないところを自分でもつて偉いと思つていふのが思ひ上がりであつて、正しいことを実行するのは思ひ上がりではなくて、これは総理大臣に欠かすべからざる第一の資質ですよ。それがなかったら総理大臣の存在意味はないですよ。

私は、きょうあと横崎委員が質問するものですから、時間がなくなつたので、これ以上これを追及することができなくなりました。しかし、これはあきらめませんよ。あきらめませんよ。もしこれを本気でもつてお取り上げにならない、証人喚問を拒否する、これはもう完全に泥沼ですよ、これは。それをどうするかは一にかかつて竹下総理の双肩にあるんですよ。この辺で決断をしてください。もう一遍御返事ください。

○竹下内閣総理大臣 私は行政府の責任者であります。したがって国政調査権に最大限の協力をしなければならぬ、これは承知しております。しかし、その担当の部署で、法律に照らして、その問題が任意的な問題であつて、支障を来すといふものに対して、出すべきであるといふ主張には、私自身がより勉強しなければならぬ。この決断は下せない、こういうふうに思ひます。

○河村委員 勉強には時間は要りません。決断だけですよ。ひとつもう一遍日本のために考えてくだ

さい。

最後に、こういう状況ですから証人喚問はあくまでも実現をしなければなりません。ですから、先ほどから他党からも話がございましたが、江副、菅原両氏を初め七人の証人喚問を我が方の理事から理事会にもう既に提出してあると思ひます。お計らいをいただきたい。お願いをします。

○海部委員長代理 この際、関連質疑の申し出がありますので、これを許します。横崎弥之助君。政治家たち、小高正志という方ですか、これは、「私は昭和五十三年一月から十一月の、約一年間、赤坂のある料亭で玄關番をしていた。ひと口に玄關番と言っても、単に下足番というわけではなく、車の手配から駐車場の世話まで、いろいろな仕事がある。こういうのはしがきがついておりませんが、この中に非常におもしろいものが出てくるんですよ。」

これは五十三年五月一日、清水秘書官ほか四名、六時、松の部屋、「清水秘書官の席には、官房長官と日本リクルートセンターの江副社長さんら。竹下先生は例によつて麻雀。」これは要らぬことですが、こう書いてある。つまり今から十年前ですね。この官房長官は今の安倍さんですね。安倍官房長官、福田内閣のときです。清水秘書官といふのはドック・ベストの名簿に出てくる清水三夫さんのことであらう、このように思ひます。十年來のおつき合いですね。

それからこれは七月二十七日、今も問題になりましたビッグウェイト菅原ほか七名、六時、これも松の間になっております。「ビッグエーの席にはリクルートセンターの江副さんが入る。」十年前からのつき合いですね。

もう私は時間がないから、これは総理、一度お読みになったことございますか。——ふんとおっしゃっているから御存じだと思ひますね。相当のつき合いですよ。江副さんは。相当政府の高官の方たちに深く入り込んでいらつしやるのがもう如実にこれは示しておりますね。これは私はうそ

じゃないと思うのです。

それでまず関心を求めておきたいと思いが、きょうも私は不思議な現象にお遭いしました。社会党の坂上さんがやったことにも関係がいたしますが、私は、過ぐる八月九日、予算委員会、六十一年四月二十五日のリクルートコスモス増資第三者割当で、この未公開株譲渡先のリストをここで発表いたしました。それが八月九日です。続いて八月二十四日、参議院の予算委員会でも社会党の矢田部さんが全く同じリストを発表されました。きょう坂上さんがそれをもう一遍念を押されました。カドタニさんというのですか、この方。カドヤですか。カドタニさん。角谷さんはまたきょうも同じことを言っていますね、あなたは、真偽のほどは何かと。あなたにはもうこのことは聞きませんよ。

委員長、ここに写真がありますから、これを法務大臣に見せてください。

これはこういうことなんです。商法第三章商業登記第九條以下、及び第三節ノ二新株ノ發行第二百八十條ノ二、並びに商業登記法第一章第一條以下、及び第八十二條新株發行による変更の登記、これによって、こういう増資第三者割当をする場合には当該会社の管轄をする法務局に届け出るようになっていいます。だから証券局長関係ないんだ。法務大臣、その写真が——そうですか。ゆっくり見てください。——別に興奮はいたしていません。それがあなたの管轄下にある東京法務局に届け出されたいわゆる六十一年四月二十五日の未公開株譲渡先のリストです。それをあなたになっても、あなたは、これはうそだと、真偽のほどはわからぬとおっしゃいますか。きょうこの問題についてはまず真偽について決着したい。

委員長、お願いします。

○海部委員長代理 よろしいですか。——林田法務大臣。

○林田法務大臣 今ちょっと見せていただきましたところによりますと、これは東京法務局に第三者割当をしたときの取締役会の決議が登記

されておりますので、それでよろしいと思えます。

○橋崎委員 法務大臣が、これは本物であると。それでもなおわからぬとおっしゃるのですか。それじゃ、別に私は要求をしておきます。当委員会から東京法務局に代表をやって確認させていただきます。

なぜ私がこれを言うかというと、あの八月九日にも、あるいは参議院の予算委員会でもそうだけれども、六十一年四月二十五日の未公開株の譲渡先から、それをトンネルにして第四者に渡っている。既にドック・ベストのことははっきりしてきただ。だから、このリストが本物でなくちゃそれから先に進まないのですよ。だから、これはきょう決着をつけてください。

並びに、私はこの第三者割当の中で、公明党の坂井さんもおっしゃいましたけれども、一番可能性のあるのは、いろいろあると思いますが、ドック・ベスト、エターナルフォーチュン、それからこの「夜に轟く政治家たち」に出てくるビッグウエイ、これは最も可能性がある。

それで、このエターナルフォーチュンはどう参議院で幽霊会社ということがはつきりしていますね。これにつけ加えますと、私の友人がセコム飯田社長と非常に仲がいい。ちょうど八月二十四日、参議院社会党の矢田部さんと共産党の上田さんがこのエターナルフォーチュンは幽霊会社であるというところを指摘なさったその日は行方不明です、あるところから飯田セコム社長が行方不明だった。奥さんから電話がかかった、急いで帰ってこい。そして、聞くところによると、エターナルフォーチュンの社長になつていいることを私は全然知らない、あなたは知っているのですかとだんなさんを責めたそうですよ、飯田セコム社長を。もしあれなら証人としてでも参考人としてでもないから。それはどこれは幽霊会社で、社員もいない。電話をかけてみたら、セコムの顧問税理士

さんですか公認会計士さんのところ、その会計士の事務所の方も、自分のところがエターナルフォーチュンの事務所になつていいるということをお守りしない。これでは特捜だつてエターナルフォーチュンに連絡しようと思つても連絡しようがないのですよ。これもひとつ、こういうことをはっきりできるのですから、当委員会ではつきりなさつたらどうでしょうか。

それから、ビッグウエイです。ビッグウエイは、五十一年から六十三年一月まで問題のドック・ベストの社長さんの菅原さんがこのビッグウエイの社長をされておる。なぜやめられたか。社内でもめた。つまり、このビッグウエイに十二万株で未公開株が行つていいる。これは当時の社長の菅原さんが勝手にやったことで、役員も知らなかった。それがこのころはつきりしてもめて、それが原因で六十三年一月におやめになつた、そのように聞いておられます。だから、非常に問題のある会社でございいますから、これもほかの委員が言いましたとおりはつきりされた方がいいのではないのでしょうか。

それから、もう時間が来ました、最後にもう一回聞いておきますけれども、総理にもお願いをしておきます。

税制国会と言われている。この税制改革問題について答弁する方の方で、宮澤さんは既に名前が出ておられますけれども、まだほかに答弁する方の方で、株をこっそりと譲り受けておられる方があつたかな、竹下総理の責任において調べてください。そうしないと、税制改革国会なんていつたてて、できませんよ、こんなことを伏せては。

角谷局長——いや、一問だけと言つたはずですが、まだ一問終わつていない。加藤さん、余り言わぬ方がいいんじゃないですか。

なつたつもりで一言答弁してください。あなたには株は渡つていないですね。それから、そういう相談はなかつたかどうか。それだけ最後に証人のつもりで答弁しておってください。

○角谷政府委員 私どもは、だれの立場というよりは、やはり証券行政を適正に執行する立場から、先ほど大臣もお答え申しましたように、過不足なく行政をやるのが私の務めであるというふうに考えております。

なお、私は江副さんと全く面識がございませんし、今お話しのようなことについては、全く私自身相談を持ちかけたこともなければ、何かあつたということも全くございません。

○橋崎委員 いずれわかることですから、これで終わります。

○海部委員長代理 これにて河村勝君、橋崎弥之助君の質疑は終了いたしました。

次に、正森成二君。

○正森委員 御承知のように、十月十一日に我が党は記者会見で、リクルートコスモス社が六十一年四月に行つた第三者割当で先の一つ、今もお話が出ていいる株式会社ドック・ベストから公務員、政治家あるいは秘書等九名にコスモス株八万株が譲渡されたことを示す文書を公表いたしました。これは第三者割当で受けた八万株と全く同じであります。

お手元にお渡ししておりましたが、その現物が、送られてきた郵便がここにあります。これは千代田区富士見町の私の九段宿舎に送られてきたもので、消印は九月二十九日というふうになつており、リクルートコスモス真相説明会の名前になつております。住所は記載がございません。そしてここには、こういうふうに、記者会見では筆跡からいろいろ御迷惑がかつたらいいけませんのでワープロで打ち直しましたが、こういう手紙がついております。

今同僚議員もお読みになりましたので、同じであるかどうかわかりませんが、時間の関係から一

部だけ引用いたしますと、「国民を甘く見ているような、自由民主党及び政府首脳態度と江副浩正の取った卑劣な行為等に対して許すまじく正義の天誅を、先生の御力によって加えて頂きたくここに」送付するという意味のことが書いてあります。私も、この文書が本場に真実を反映したものであるかというのには影響するところが非常に多いので、入手いたしましたから約十日間いろいろ調査をいたしました。

その後、御承知のように加藤孝当時労働省事務次官も譲渡を受けていたことが記載されていますが、そのうち式場英氏については、これまた午前中同僚委員の質問に対して郵政省は確認いたしましたので、中山郵政大臣、せっかくおいでいただきましたが、重複になりますので失礼させていただきます。場合によつたらお帰りのたいてい結構です。

そういうように、この文書から、譲渡を受けた人がそれぞれ認めている。また、言うまでもなく、多賀谷恒八という熊本国税局長をやった人物、この人も、新聞紙上でこの株式の譲渡をこの日に受けたということを認めております。したがって、これらのことは、この文書が非常に正確な真実を反映したものであるということを示すものにはかなりません。

しかも、きょうの午前中からの質問によりまして、非常にこの文書の送付者にとつてはうれしかったことだと思いますが、竹下総理大臣が、青木伊平、御自分の秘書がリクルートコスモスの株をドゥ・ペストから譲り受けたということをお認めになりました。その部分の速記を私録音を起こしましてとつてまいりましたが、こう言うておられます。「青木氏に事実関係をただししましたところ、六十一年九月にリクルート関係者から話がある

り、ドゥ・ペストという会社の所有する株式を譲り受けたものである、ということでございます。この問題は、あの本院においても質問がございまして、私から調査を約束しておりましたので、したがって本院の場をかりてその調査の結果として、いま、お答えしたということでございます。この速記ではなっております。間違ひございせんか。

○竹下内閣総理大臣 速記、恐らく、テープを起こしての話ですから、そのとおり申し上げたと思ひます。

○正森委員 そこで、これはこの文書が非常に正確な真実を記載したものであるということが、いわば総理大臣も含めて、少なくとも四名の方から確認されたということになります。

宮澤大蔵大臣は、先ほどの答弁を聞いております、文書の性格を知らないのにそれに沿つて答えられないという意味のことを言われました。そうすると、あなたは、今でもあれですか、この文書の性格がわからない、ドゥ・ペストから出たものかどうかかわからない、そういう御見解ですか。

○宮澤大蔵大臣 先ほどの答弁を聞いております、文書の性格を知らないのにそれに沿つて答えられないという意味のことを言われました。そうすると、あなたは、今でもあれですか、この文書の性格がわからない、ドゥ・ペストから出たものかどうかかわからない、そういう御見解ですか。

○正森委員 私は、そういう御懸念があるいはおありかということで、午前中の質問で総理が率直にお認めになりましたのでその必要はいわばなくなつたわけですが、そういう言われることがあろうかと思ひまして、十月三日の月曜日に私自身ドゥ・ペスト社へ行つてまいりました。そして、もし社長がおられるなら、この文書を示し、これはドゥ・ペスト社の社用便せんを使つておりますから、こういう事実がありますかということ率直に聞こうと思つて、私自身行つてまいりました。その建物の一階の入り口には、この便せんにあるのと同じマーク、これは珍しいものですが、

それがついております。三階の部屋のドアにもついております。ドア付近です。

それで、私が社長に面会を求めましたら、社長は台湾へ出張しているとか、何回も電話しましたが、出張ばかりで、台湾へ行つたり関西へ行つたりということで会えませんでしたので、私はこの問題について聞きたいと思ひ、八万株第三者割当を受けてましたか、その株は現在も持っておりますか、あるいは第三者に譲渡されましたかというような、私の聞きたい質問事項を会社の便せんを使いまして、応接室を借りて、社員もおりますが、そこで書いて渡してまいりました。

そのときに私は書き損じをいたしましたので、そのドゥ・ペスト社の便せんを一枚持つて帰つてまいりました。それがこれでありました。私の字が書いてあるドゥ・ペスト社の便せんでありました。これを見ますと、色が青くて一見違つたように見えますが、それをさらにコピーをとりますと、これと全く同じ色のこういう色になります。これは、大ききも、そしてこの印も、全く同一であります。これはドゥ・ペスト社の社用便せんであるということは私は完全に証明されていると思ひます。そうだとすれば、この文書に記載されていることを、だれか正体不明の怪文書のようにつくられたものではないかというように私も確信しているわけでありました。それだけではありません。ほかにまだあるのですよ、裏づけ証拠が。

○宮澤大蔵大臣 けさはど坂上委員からお尋ねがございまして申し上げたところでございますが、この問題につきましては従来何回も国会で御説明を申し上げてまいりました。秘書の報告として御説明申し上げてまいりましたが、けさはど坂上委員も仰せになりましたように、私はずっと御答弁をいたしてまいりましたときに、この点につきましてはかなり慎重に実はお答えをいたしてまいりました。と申しますのは、私もど違つた第三者のいたしたことでございまして、それが服部であるのか宮澤であるのか、厳格に言えば私もこれを確認する方法がないわけでございます。そういうことはかなり考えまして慎重に御答弁を申し上げてまいりましたのでございまして、最近になりまして私の名前というもので名義が出ておるといふことが言われましたので、それは予期しないことであつたかと考えまして、秘書の服部を通じま

して河合氏にそれを確かめたわけでございます。その結果、先ほど申しましたようなことでございましたので、そのとおりに御報告を申し上げたわけでございます。

なお、この文書につきましては、国会議員が国会でお話しなされることでございますので、私は、それが真実でない、疑いを持っているというようなことは、そういう失礼なことを申し上げる気持ちにはございませんが、それに即して御答弁をするとは御遠慮させていただきたい、こう申し上げておるのでございます。

○正義委員 いろいろおっしゃいますが、最初に朝日新聞に報道されたときにも、「宮澤蔵相の大臣秘書官である服部恒雄秘書名義の場合、」云々というように書いて、服部恒雄名義である。そして「約五千二百萬円の売却代金が銀行口座に振り込まれている。」というぐあいには服部名義になってるのです。そしてそれを受けて、例えば七月十六日の夕刊を見ますと、「河合康文S.E.総合設計社長は十六日、「有力政治家の秘書の名前を借りれば、リクルートから非公開株を手に入れる」と思ひ、以前から知り合いの服部秘書名義で取引したにこういふふうになっているのです。これは終始一貫しているのです。そして週刊誌でもこう言っているのです。「株の売買報告書は服部家に送られてきたが、」河合氏が「服部氏の家に行くと、家族に「これは僕のものだから」と断り、回収した。」というふうになっているのです。

ですから、ドゥ・ペストのこれでは、宮澤喜一、こうなっています。氏はついておりません。失礼します。しかし、実際に売ったときにはどういうわけか服部恒雄氏の名義になっておった。つまり名義は二重変わっているのです。一度は宮澤喜一さん、一度は服部、こういふぐあいになっているのです。いいですか。

そして、私もほかに別に確かめております。これは東京新聞です。十月十日ですから、十一日に我々が記者会見する一日前です。ここには「株式売買約定書」というのがあって、このとき

には多賀谷氏の名前が出ておりませんでした。A氏という名前で、「A氏が割当先と交わしたリクルートコスモス社の株式売買約定書」というように書いてありました。ごらんになってもわかりますように、名前のところは消してあるのです。私もこの点も調査しました。この資料で実は消しているところ以外にも巧妙に消されているところが一カ所あります。それはどこかといえ、この書類の左上であります。左上が白くなっているが、ここには二百円の収入印紙が張ってありますが、ここには二百円の収入印紙が張ってあり、売り主と買い手の消印が押してありました。それをどういうわけか東京新聞ではこれを御公表になるときに、あるいは東京新聞が入手されたものともいれませんが、その部分をお消しになっているわけであります。

ですから、宮澤大蔵大臣、あなたが、ここに書かれてるように、ドゥ・ペストとあなたの名義で、あなたがやったかあるいは河合氏がやったかそれはまたこれから申さなければなりません。株式売買約定書というのを必ずつくることになっているのです。それは二百円の印紙を張って消印を押すことになっているのです。それが必ずドゥ・ペスト社にあるはずであります。もし多賀谷氏のようにお金をファーストファイナンスから借りた場合には、ファーストファイナンスを甲とし、多賀谷氏を乙とする金銭消費貸借書というものがつくられるはずであります。その場合は、多賀谷氏の場合には印紙を張らなければなりません。それのもまた六万円の印紙を張って消印が押してあるはずであるということも私も確認しております。宮澤氏があるいは河合康文氏が自分のお金でお買いになったかはわかりませんが、もし借りておられればあなたの場合は二万円の収入印紙を張らなければなりません。我々はそのうちにも確認し、この東京新聞の公表された写真にはその収入印紙の部分が抜けているということまで事実を調べた上で公表したわけであります。ですから、絶対に間違いはありません。上田副委員長は当時十一日に九九%まで言われましたが、竹下総理も

お認めになった今では一〇〇%間違いない文書であります。

そこで、宮澤喜一本人が出ているという場合には、おれの名前だしおれではないという挙証責任はもはや宮澤喜一氏個人にあると言わなければなりません。これ以上証明のしようがないじゃないですか。そして、さっきから聞いています、失礼ですが総理大臣、総理はドゥ・ペストから買ったということも認めておられるし、そして青木の口座に金が入ったということも認められておる。ところが、宮澤大蔵大臣、あなたはドゥ・ペストからということも認められない。だれの口座に入ったかということも認められない。しかし、当時から服部氏の口座に入っているということは当然の前提なんですよ。大体、売買通知書だけ服部さんのところへいって金も河合さんのところへいくなどということは取引上できないことは、あなたはとつきの昔に御存じじゃないですか。

ところが、きょうの表現を私が聞いておりますと、口座の問題について、総理は、青木の口座と聞いていて、銀行まではわからない、こういうふうな率直におっしゃいました。ところが、あなたは、私の方は私の方に入っていないので全くわからない、こういうふうな答え、それどころか、逆に、私のメモを見ますと、後で速記を見ればもつとはつきりすると思えますが、取引の通知は河合氏になるようにしてあるとのことだった、こういうように私のメモではなっています。最近報道されたので服部を通じて河合から事情を聞いた、承諾を得たと考え、私、つまり宮澤ですが、名を借りた方が有利と考えてそうした、しかし取引の通知は河合氏になるようにしてある、私のメモに間違いがなければそう言っておられます。そんなことあり得ないじゃないですか。

○宮澤国務大臣 それは、失礼でございますが、最後のところはお聞き違いをなされておられると思います。私の申ししたのは、ただ取引の通知等は服部あてに行われるようにしたことであ

った、次がございまして、その意味は、河合氏は、同氏が開設した服部名義の口座に入金をして事業資金に充当したとのことであつたということでございます。それと、冒頭におっしゃいましたように、このことは、服部の名義を使っていることをやっていることが河合氏の言っていることとまでございまして、当初報道されたときに、やはり服部というふうには報道されておりました、したがって、私ももうそういうことだと考えておつたのでございまして、この取引の通知あるいは入金等が服部の名義でなされておるといことはそのとおりでございますので、その部分が報道されておつたと存じます。

○正義委員 総理、そこでお伺いしたいと思いますが、最初私が申しました速記録では、「リクルート関係者から話があり、ドゥ・ペストという会社の所有する株式を譲り受けたものである、」こうおっしゃっておる。ここでははつきり「リクルート関係者から話があり、」というふうにもお認めになっております。ところが、報道によりますと、多賀谷恒八氏とそれから式場英氏はいずれも、江副氏本人から買つてくれと言われた、あるいは買つてくれればもうかるからと言われた、こう言つて、江副氏自身から言われたということを言っておられます。

それからまた、最近いろいろ報道されましたが、他の同僚委員からもお話が出ましたビッグウェイという、十二万株持つており、ドゥ・ペストと同じ菅原氏がここの一月まで社長をしておられた会社ですが、ここでは、奇妙なことに、江副氏から個人的に頼まれて購入した、私の独断でやったことだ、会社のお金で買ったのではない、責任はすべて私にある。ビッグウェイという会社に第三者割当てを受けながら、それは会社の金を使っている。役員会にも諮らず独断でやっておる。しかも、値上がり確実なのに、店頭登録の前にリクルートコスモスに全株返却することになっている、こういう不可解なことを言つて、私ども関係者が昨日このビッグウェイの現社長であ

る細江伊佐男氏に面会してこの事実を確かめたり、そのとおりであると言った上で、電話のやりとりの中から発覚したときに緊急役員会を開いたが、その場はまるで菅原の糾弾会のようになったといふことまで言っておられます。

つまり、この菅原という人物は、それほどリクルート社長の江副氏と親しく、会社を私物化してまで江副の言うことを聞くという人物であります。だからこそ、同僚委員が、ビッグウェイの十二万株もどこへ行ったんだ、例えば政治家の中にはこのドゥ・ベストのルートの流れた株だけでは勘定の合わない人がいる、それはどこからもらったのだ、どこからもらったと言ふといけませんね、譲渡を受けたんだ、それがビッグウェイじゃないか、あるいはエンターナルフォーチュンじゃないかといふことは同僚委員が言われたとおりです。それぐらいの人がドゥ・ベストの当時代表取締役だった菅原氏であります。そこから二人とも御自身自身の名義であるいは腹心の秘書の名義で株式の譲渡を受けておられるということになれば、ある経済人とリクルート関係者というように抽象的に言っておられるのは、まさに江副氏本人ではないかというように国民が思うのは当然じゃないでしょうか。

そして、江副氏自身も、私どもが臨床質問に行きましたら、多賀谷氏や式場氏がそう言っているならそうとしか言ひようがないということ、決して否定されていないのです。御自分からは言えない、こう言われました。宮澤さんについては存じ上げていないと言われました。しかし、これはまだ宮澤さんが認めておられないからで、もし宮澤さんが多賀谷氏や式場氏のようにお認めになれば、宮澤大蔵大臣がそうおっしゃっているならそうとしか言ひようがない、こういうように言つて、心因反応なんか一遍に治っちゃうのじゃないですか。だから、あなた、本当のことを言ってください。

○宮澤国務大臣 けさはどうかたいていまで申し上げましたとおりでございますので、御了承をお願いします。

願ひいたします。

○正義委員 そういふ答弁を聞いても、ここに出来る大部分の委員また新聞関係者はあなたの言うことを信用しないと思ひます。こういう文書が出る前ならまだしも、ここに書かれている人は、あなた以外だれ一人そういう弁解はしないのです。総理も青木だといふことは認める。そして、私どもがこれを新聞記者会見して既に三日たつておりますけれども、ドゥ・ベストからも社長からもリクルートからも、ただの一言の抗議も訂正申し入れ書も来ないのです。現総理に關係し大蔵大臣に關係することについて、それがうそだつたら、消費税等税制改革の法案の審議にも重大な影響を与えるのに、何らかの意思表示がないといううなことはあり得ない。十月三日に私が質問書を出してから十日以上たつのに、それに対して何らの応答もない。そんなことがあります。

それなのに、自分の名義は出ているがあくまで河合という人物がやったのだと言ふなら、かくも大胆に、明確な了解も得ないで、大蔵大臣になつてから二カ月、現職の大蔵大臣宮澤喜一の名前を使い、そして自分自身が利益を得る。結果的にはリクルート社は宮澤喜一氏に譲つたと思つて、相当な値打ちのある株式を譲渡した。これは最高裁の判例にもあるでしょう。通常人が受けられないような株式の譲渡を受けたらそれだけでわいるになるというぐらゐの値打ちのあるものです。それを譲り受けたといふことであるならば、この河合なる人物は、まさに詐欺によつてリクルートからあるいはリクルート関係者からこれだけの値打ちのあるものを騙取した詐欺犯じゃないですか。

あなたは被害者だと言われましたね。新聞にも載つております。あなたが被害者かどうかは今の段階では私は断定できません。本当はあなたが受けたのかもわからないのだから。しかし、もし彼の言っていることが本当だとすれば、リクルート関係者が被害者であることは間違いないのです。そうだとすれば、この消費税国会に重大な關係のあるこういうトラブルを起こした人物に対して、

是非曲直を明らかにするために、あなたが司法権の発動を促すとか真実を明らかにするとかするのには当たり前じゃないですか。

あなたのとるべき道は二つしかないのです。一つは、もしそれが真実なら、正直に、私が購入いたしました。今まで国会で言うていたのは誤りで、食言でありましたと言ふか、それとも、あくまで違つて、河合という人物がそれほど悪い人間なら、世間を騒がせ、国会の審議をおくらせる、そして私利を得たといふことで、あなたが真実を明らかにするために何らかの法的措置をとる、そのどちらかをやらなければ国民の心が納得しますか。しかも、あなたはこの消費税を審議する主管大臣じゃないですか。キャピタルゲインの問題についてあなたが責任を持ってやらなければいけないんじゃないんですか。そして、その疑惑の当事者である江副氏、税制問題の特別委員じゃないですか。税の痛みを知っている者の代表として私は発言する、こう言つて彼が今度の消費税の法案をつくる一人になつたのじゃないですか。国民が、こんなものを審議できるか、真実を明らかにしろと言ふのは当たり前の話ですよ。そうじゃないですか。

○宮澤国務大臣 まず、二つしかなくて、一つは私が購入したといふこととおっしゃいますので、それはそれでいいといふことをする申し上げてまいりました。

そこで、河合氏の話でございすが、るる申し上げましたように、私どもの名前を使ってやらしてくれないかといふ話のときに、比較的軽く考えまして、こういうことになると思ひなかつたわけでございます。親しかつたからでもございすかもしれませんが、どうぞと申した。そのところは大変に私は軽率であつた、私自身もそういう監督行き届かなかつたと思ひますが、それは合意がございすわけでございますから、河合氏は何もだまそうという意思があつたわけではございません。そして、普通に申せば、河合氏のやつたことは違法のことでもございせんし、自分で払

い込みましてそれを売つたといふことでございすので、私どもから詐欺だとかだまされたとかいふことを言うのは、私どもがどうぞと言つた立場でございすから、そういうふうには考へておりません。

○正義委員 何か今のお話を聞いてみると、初めから服部氏の名前を使おうと宮澤喜一の名前を使おうとそれはどちらでも構わないと受け取られるような言い方をした。だから法的措置なんかとる気はないんだといふように聞きました。大蔵大臣、現職がそんな気軽な気持ちで株の売買、しかも店頭登録後もうかることが確定なのについて他人に名義を貸していいのですか。それだつたら、国民は、かくも軽率なことをやる大蔵大臣にキャピタルゲインの課税の適正化なんか求めることはできないと考へるのは当たり前じゃないですか。

それから、また申し上げたいと思ひます。大蔵大臣、ここに「追跡 リクルート疑惑」という、朝日新聞の横浜支局、ここが発売した最近の本があります。この百七十四ページと、そして百七十六、七ページに、宮澤大蔵大臣秘書官の名前が出たときの横浜支局の人が服部秘書官等に会つたそのときの話が載つております。これは、六月三十日の三時に大蔵大臣の大臣室に行つて秘書官に会つたといふことで書いてあります。「服部秘書官は完全に否定した。コスモス株取引を証明する資料を見せ、「服部さんと同姓同名、同住所の人が取引したとは考へられない。他の秘書の方も、この資料を見ると思ひ出していたらだけるんですが」と迫つたが、「知らないものは知らない」とはねつた。」「こうなつてゐるのです。そしてその後、翌日の七月一日に、今度は議員会館へ行つて、宮澤さん自身に正攻法でいこうと、こう決めた。そして大臣への質問内容を書いて渡しておいたら、午後二時ごろお会いするといふので行つたら、服部秘書官が出てきて、「あなた、議員会館に行きましたか」きのう、あれだけはつきりと否定したではないか。まだ何をチロチロ動いてゐる

んだ、といったげな、憤然とした声だった。蔵相のコメントがほしいだけだ、と説明すると、「そんなことは私から答える。蔵相と江副氏とは、財界人の集まりで会えばあいさつする程度の関係。リクルートコスモス株については、全く知らない。株の売買は立場するはずもない」とだけ言い、電話を切った。「こういうぐあいになって

このから見ると、ほかの方は売買に関するものを見せられるとばつと思いが、服部秘書官だけ思い出しもせず否定し抜いたということは、実は服部秘書官自身も知らなかったのじゃないのか。実際上は大蔵大臣宮澤喜一氏だけが知っていて、売買のときに服部秘書官の名前を使つて

ウ・ベストにはあなたの名前しか載っていないのじゃないですか。国民はこういうものを読んだらだれでもそうじゃないかと思ひますよ。そういう大蔵大臣が税制改革のキャピタルゲイン課税問題なんかについて提案をするなどということができるのですか。私は、そういうことをやっても国民はだれ一人納得しないだろうというように思ひますよ。

宮澤大蔵大臣、私はいつか言ったことがありますが、国士たるものの、さむらいです、第一の条件は、廉恥の精神を持つことであり、恥を知るということだ。宮澤大蔵大臣が国士をもって任ぜられるなら、恥というものを知って、もつと国民にわかるような説明をされる、あるいは河合氏について徹底的に法的措置をとってその理非曲直を明らかにするというのが当然じゃないですか。それをやらないで法案の審議をしとか消費税法の問題がどうだとか大蔵大臣として言うというのは、先にやるべきことが残っているんじゃないですか。私は、国民はそう思うに違いないというように考えるものでございます。いかがですか。

○宮澤国務大臣、ただいま承っておりますと、これは服部秘書も知らない、宮澤が自分一人で取引をしたのではないかという結論をお持ち

のように承りました。私が従来御説明してまいりましたことを全くお聞き入れになっていないわけでございますが、国会における御議論は御自由でございまして、私はそれを尊重しなければならぬと思ひますが、そういうことを仰せられるためには、私がいつだれとそういうことをしたのか、他人でなく宮澤がしたとおっしゃいますればそれをおっしゃっていただきますと、ただいまのお話は、いかに言論が自由でありまして、私としてはちやうどいいしかねます。

○正森委員、そういうことをおっしゃるなら、今お声がございましたように、私も証人喚問するということを用意しておりますが、もう一言、宮澤大蔵大臣、申し上げておきたいと思ひます。

私も江副氏に面会してまいりましたが、そしていろいろお尋ねしてまいりました。もちろん国会へ出てきていただいたわけではございませんから十分なことでしたが、江副氏は、従来から一貫して、七十六名への株譲渡については、その目的はリクルートコスモスの五十九年度決算対策である。十三億何十数万。あ、リクルートです。失礼しました。リクルートの。あわせて、リクルートコスモスの店頭登録のため二百名の株主が必要だったという二つを挙げているのです。

ところが、あなた方の六十一一年九月の第三者割当の部分は、明白にこれは決算対策ではないのです。五十九年じやなくて六十年だ、売ったのはリクルートじやなしに別の会社というところになってくるのですから、決算対策ではない。株主の数は六十一一年四月三十日既に二百五十名に達して、以後は表向きは動いていないのです。あなた方への譲渡は、七月二十九日に株主総会が行われて、株の移動は取締役会の承認を必要とするというものが切れてからですから、特に報告はされていないのです。そうすると、あなた方は、この二つのどれにも当たらないのに、今言ったような不明朗な経過で株の譲渡を受けたドゥ・ベストを

通じたらわずかに九名の限りなく国民にとっては疑惑の対象であるその中に入っているじやないですか。そして、なぜこういうようにトンネル会社を通して譲渡を受けたのだということになれば、これは疑惑があるというように言わなければ仕方がないのです。

そこでもう一つだけ言っておきましょか。我々の独自の調査によりますと、河合康文氏というのは、あなたの、宮澤派の代議士である増岡さんの秘書をしてもらった方である。しかも増岡さんは岡山あなたの選挙区の隣の方です。あ、広島。失礼しました。広島です。その人に近い人に聞いたら、この服部さんは、宮澤に貸しができたら、今後宮澤がおれに、河合康文氏の近くの人が、宮澤に貸しができた、今後宮澤がおれにどんなお返しをしてくれるか見ものだ、早ければ早いほどよい、こういうふうな身近な人に語っているというのを我々は聞いております。

いいですか。大蔵大臣が、いやしくも、被害者だと言われている加害者の方から、宮澤は今後どういうお返しをしてくれるか見ものだ、早ければ早いほどよい、こんなことを言われるようで大蔵大臣としての職責が全うできますか。そうだとすれば、リクルートもまた同じようなことを思っているんじゃないですか。そういう疑惑のままだうしてこの税制改革を進めることができるでしょうか。

総理大臣、こういうような状況のもとで、大蔵大臣がこれまで国会の審議は続けられるのでしようか。私は総理にこのことも聞いておきたいと思ひます。

そして、委員長に申し上げます。我々は既に十八名の証人喚問をしておりますが、さらに追加をして、先ほどお話がございました菅原茂世氏、加藤孝氏、そして公文俊平氏、武場英氏、多賀谷恒八氏、ビッグウエイの代表取締役の細江伊佐男氏、この人はみずから進んでマスコミにも語っております。リクルートコスモス代表取締役の池田友之氏、ファーストファイナンスの代表取締役の

小林宏氏、この方の証人喚問を要請するとも、このドゥ・ベストで、私がお示ししましたこの書類、九名が書いてあります。株式譲渡内訳です。これには別紙と書いてあります。別紙と書いてあるということは、本文があつて、それに別紙とつけられたわけですから、この本文と別紙、これの文書提出をお願いしたいと思ひます。さらに、先ほど申し上げましたように、株式の売り渡し約定書が必ずドゥ・ベストの中にあるはずであります。それは公式の文書だと思ひますから、それもあわせて取り寄せていただくことをお願い申し上げます。

○宮澤国務大臣、私について二、三お話がございましたので、お答えをさせていただきます。あなたが譲渡を受けた者と何度もおっしゃいます御説明申し上げておきます。

それから、何か河合氏が私にどうかということをおっしゃるそうだとおっしゃるは、伝聞でございまして、あえてお答えはいたしません。

○竹下内閣総理大臣、二つだけ申し上げます。お聞きければなりませんのは、この文書の問題について御意見があつておりましたが、私は、昨日、いわゆる公党がお出しになった資料については調査した上でないコメントすべきものではない、こういうふうな言ひをいたしました。私がきょうこの場を通じて青木伊平氏の株の譲渡、譲り受けの方についてお答えいたしましたのは、今言われてちよつと思ひ出しましたが、参議院で矢田部さんと上田さんとにそのようなことを申し上げたような気がしております。ここでも言っておいたような気がしておりますが、きょう速記録にはないというところでございまして、そういう意味において、公式のこの場所でお答えをすべきだと思ひてお答えをしたということでございますので、文書そのものの信憑性という問題では、公党のお出しになったものから、当然我々にはそれはそれなりに尊重するとしても、文書そのものを調べてみたとかそういうことではございません。

それから二番目には、江副氏から譲り受けたではないか、これはございません。

それから三番目には、税制国会にこういう問題があるではないかということでございますが、この問題は、まさに道義的責任の問題あるいは刑法上の問題、そして税法上の問題、それから証券取引上の問題、およそ四つ、組み入ったこともございしますが、存在しておると思います。したがって、税制改革のためにお願いしたこの国会でございますので、税制改革の立場から御議論をいただけることを期待をしております。

○正森委員 終わります。

○海部委員長代理 これにて正森成一君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る十七日月曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和六十三年十月二十八日印刷

昭和六十三年十月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E